

と等から、今般打ち切ることとした次第であります。

第三点は、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区域等における石炭の掘採の制限の一部緩和であります。この改正は、最近における一般炭需要の増勢傾向を踏まえ、重複鉱区が閉山した場合においても一般の閉山鉱区と同様、経済的な採掘が可能な場合にその再開発を認め得る道を開くこととするものであります。

第二条は、石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正であります。同法は、石炭企業の経理の適正化を図るため、所要の規制を行うことを内容とするものであり、今回の改正は、同法の廃止期限を石炭鉱業合理化臨時措置法に合わせて昭和六十一年度末まで延長するものであります。

第三条は、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正であります。同法は、専門の閉山等の際に地元中小企業者に生じる影響を緩和するため、一般の中小企業信用保険の特例等を定めるものであり、今回の改正は、同法の廃止期限を石炭鉱業合理化臨時措置法に合わせて昭和六十一年度末まで延長するものであります。

第四条は、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正であります。同法は、石炭対策その他の対策を実施するため、所要の財政措置を定めるものであり、今回の改正は、同法の廃止期限を、石炭鉱業合理化臨時措置法に合わせて昭和六十一年度末まで延長するものであります。

以上がこの法律の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（鶴矢敬雄君） 次に、補足説明を聽取いたします。小松資源エネルギー庁長官。

○政府委員（小松國男君） 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の内容につきまして補足して御説明申し上げます。

最初に、第一条の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正につきまして御説明申し上げます。

政府は、昭和五十年七月の石炭鉱業審議会第六次答申を踏まえつつ、石炭鉱業に対する各般の施策を講じを基礎として石炭鉱業に対する各般の施策を講じてまいりましたが、同法が本年三月末で期限切れとなること、また、国内炭を取り巻く環境が大きく変化しつつあること等にかんがみ、一昨年八月、今後の石炭政策のあり方にについて石炭鉱業審議会に諮問いたしました。これを受けて、同審議会におかれましては、一年間に及ぶ慎重な調査審議をおねらされた結果、昨年八月、いわゆる第七次答申を取りまとめられました。今回の改正内容は、この答申の趣旨を踏まえたものであります。

その第一点は、同法の廃止期限を現行の昭和十五年度末から昭和六十一年度末まで五年間延長するとのとともに、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和五十六年度から昭和六十一年度に変更することであります。これは、今後とも一層の石炭鉱業の近代化と合理化を推進するため、石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく設備近代化資金の貸し付け、坑内骨格構造整備拡充補助金の交付等の措置を引き続き講じていく必要があることに

よるものでございます。

改正内容の第二点は、新エネルギー総合開発機構の業務のうち電力用炭の購入及び販売の業務を廃止することであります。従来、電力用炭については、基準炭価制度の実効性を確保するため、政府関係機関による購入及び販売が行われてまいりました。しかしながら、発足後二十年近い運用を経て基準炭価制度も需給両業界に十分定着したとの判断されること、また、仮に基準炭価が遵守されないような事態が生じた場合でも、勧告・公示制度等の活用により十分対応が可能であること等から、今般このような改正を行うこととした次第であります。

改正内容の第三点は、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区域等における石炭の掘採の制限の一部緩和でございます。現在、一般の閉山鉱区について

は、非能率炭鉱の再発生の防止のためその再開発は原則として禁止されていますが、周辺鉱区との一体的開発が著しく合理的である場合には再開発が認められております。しかしながら、重複鉱区や租鉱区が閉山した場合には、現在のところ再開発の道が一切開かれておりません。今回の改正

は、最近における一般炭需要の増勢傾向を踏まえて再開発を行えるよう措置するものであります。

最後に、附則につきまして御説明申し上げます。その他、今回の改正に伴う所要の規定の整備をあわせて行うこといたしておきます。

次に、第二条の石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正につきまして御説明申し上げます。

同法は、国から各種の助成を受けている石炭企業の経理の適正化を図るため、監査の実施、利益

金処分の規制等の経理の規制を行うことを定める法律であります。今回改正是、石炭鉱業合理化臨時措置法の期限の延長に伴い、その期限を現行の昭和五十六年度末から昭和六十一年度末まで延長する必要が生じたことによるものでございます。

次に、第三条の産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正につきまして御説明申し上げます。

同法は、石炭鉱山の事業の休廃止等により移転・転業を余儀なくされ、または経営不安定に陥った中小企業者の信用力を補完し、その資金調達を円滑化ならしめるため、付保限度額の別枠設定、保険料率の引き下げ等の中企保険の特例措置等を定める法律であります。今回改正是、石炭鉱業合理化臨時措置法の期限の延長に

御説明申し上げます。

同法は、石炭対策その他の対策を推進するために必要な財源を確保し、その経理を明確化するための法律であります。今回の改正是、石炭鉱業合理化臨時措置法の期限の延長に対応して、その期限を現行の昭和五十六年度末から昭和六十一年度末まで延長する必要が生じたことによるものであります。

附則におきましては、法律の施行期日及び今回の法律改正に伴い必要となります経過規定を定めることいたしております。

以上、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その内容を補足して御説明いたしました。

同法は、國から各種の助成を受けている石炭企業の経理の適正化を図るため、監査の実施、利益

金処分の規制等の経理の規制を行うことを定める法律であります。今回改正是、石炭鉱業合理化臨時措置法の期限の延長に伴い、その期限を現行の昭和五十六年度末から昭和六十一年度末まで延長する必要が生じたことによるものでございま

す。

○委員長（鶴矢敬雄君） 初村労働大臣。

○國務大臣（初村達一郎君） ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化に伴い発生する炭鉱離職者に對しましては、炭鉱離職者臨時措置法に基づき、炭鉱離職者求職手帳を発給して、特別な就職指導、就職促進手当の支給を行うなど各般の施策を推進することにより、これら離職者の再就職の促進及び生活の安定に努めてまいりたところでありますが、この法律の廃止期限は、本年三月末となつているところであります。

しかししながら、さきの石炭鉱業審議会の答申によれば、炭鉱離職者求職手帳を発給して、特別な就職指導、就職促進手当の支給を行うなど各般の施策を推進することにより、これら離職者の再就職の促進及び生活の安定に努めてまいりたところでありますが、この法律の廃止期限は、本年三月末となつているところであります。

しかししながら、さきの石炭鉱業審議会の答申においても、離職者対策について引き続き実情に即した所要の対策を講じいく必要があるとされており、また、石炭鉱業の現況から見まして、今後とも合理化に伴う炭鉱離職者の発生が予想されすことから、政府といいたしましては、現行の炭鉱離職者対策を引き続き実施する必要があると考えている次第であります。

この法律は、このような事情にかんがみ、石炭

なければならないことはきちんと言わなければならぬ。そういうことを重ねることによって貿易摩擦といふものは解消していくのじゃないか、こういうふうに思っております。

に重大でございますが、江崎さんは、与党といふ立場においてこの貿易摩擦に対しても何らかの役割を果たしたい、こういうことで党としての方針を踏まえて訪米そうして訪欧をされておるわけでありますて、あくまで立場は先ほど申し上げましたように、総裁の特使ということですから、与党を代表されて行かれたわけでございますが、しかし内容的にはいまお話をございましたように、政府・与党という立場におきまして説明をされますが、私はいずれにしても、そういうことにしておることも事実でありますて、これはいわば政府・与党といふのは一体でございますので、そうした背景を踏まえてお話をされておるわけでございますが、私はいづれにしても、そないうことによつて相手国の政府要人あるいは議会の要人と憚のない意見の交換ができるということは、大変貿易摩擦解消の上にはプラスになるのじやないか。特に相手国の議会の人たちですね、これはアメリカの議会そしてECの議会、いまの貿易摩擦で一番激しく日本に対して物を言つているのは、いわゆる議会でございますので、そういう議員間のお話し合いが非常に積極的に行われるということことは、政府間の交渉と同時にこれは非常に意義のあることじゃないだろか、こういうふうに考えておるわけでございまして、この訪欧あるいは訪米についていろいろと報道が行われておるわけであるから、しかしとにかくお互いに言ふべきことがあります、しかしとにかくお互いに言ふべきことを言い、そして意思を、考え方を明らかにしておくということは、これから貿易摩擦解消に対しても政府としていろいろと方向を決めていかなければなりません、こういう段階においては相手国の真意といふ、こういう段階においては相手国の真意といふますか、考え方といふものがつかめるということであり大変私はいいことであるうと、こういうふうに実は判断をいたしておるわけでございます。

○田村秀三君 私は何も悪いことをしておると申し上げてゐるわけじゃございません。できればわれわれもやりたい、こう思つてゐるわけです。ただ、問題はそれが党の代表であるか、あるいは議会の代表であるか、政府の代表であるか、この立場を明確にして、持ち帰つて国内で処理をする場合に、相手国に不信を与えないような配慮というものが必要であろう、いまはうまくいつたけれども、しかし将来その形で成功するという保証はないわけでありますから、そこは節をきちんと立てて、そして進めるべきであろうと、こう申し上げてゐるわけであります。

そこで、議会の方々と会つてまことにやかつたのじやないか、こういう言われ方であります。評価の問題にならうかと思うのであります。私は別にひねくれて物を言うわけじゃございませんけれども、訪米あるいは訪欧前の相手国の姿勢とかなり変わつておる、むしろ増幅されておるというふうに、摩擦といいますか、あるいは感情といいますか、それがむしろ増幅された形で報道されてゐるということについて懸念を持つてゐるわけです。まあたとえばアメリカで言いましたならば、とにかくこれでは戦勝国か戦敗国かわからぬというようなこと、敵は日本であるというようなこと、あるいはまた、EC諸国においては、六ヶ月以内に何らかの対応を示さない場合には市場閉鎖をするというようなこと、言ってみれば、日本に対するして鎖国をするということも通じかねないような、かなり激烈な表現がなされておるわけです。われわれには夢想だもできない、そういう考え方であるわけです。実際にそうかどうか、まあ毎日新聞のアンケートなんかもありますから、比率にすればそれほどでもないというようなことであらうかもしませんけれども、これを見ると、とにかく古い人間はいわゆる戦争前の経済状態、関係であろうなどというふうに物を考えても決して無理ではない、こう思つておるわけです。そういう意味では、私はあの江崎代表団の成果については厳しく評価せざるを得ないわけでありますけ

れども、しかし、大臣の口からはあれは失敗であつたなどとは言えないと思います。また失敗であつたかどうかということについては今後を見てみなければそれはわからぬことではありますから、まあアラスマイナスどういう結果になるかは別にあります。しかし、いたしましても、とにかく一部の新聞報道や、一部の人々のいわゆる報告によつてのみこれを判断するという、それに余りにも重大な問題であると私は理解せざるを得ない。そういう意味で、これから申し上げることには、それは国会の問題ですということになるかも知れませんが、単に一党的議員の接触ではなくて、いわゆる国会として、何も向こうの偉い人と会つて意見交換をするそればかりが能ではございませんが、その背景であるとか、実態であるとかいうものについて実際に承知をする機会といふものが必要ではなかろうか、こう実は思うわけございまして、そういう意味では、まあこれは今後の相談でありますけれども、国会の中で関係者協議をして、そういう機会を持つてもよかろうではないか、こんなふうにも、私見でありますが、持つております。そういうものについての通産大臣としての所見についてひとつお伺いしたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私は、今日の貿易摩擦は、要するに突き詰めていけば、結局国と国との問題ということになるわけでございまして、政府対政府あるいは与党対相手の国の与党といったような問題ではなくて国全体の問題でござりますから、あらゆる立場で相手国との間の相互理解を進めしていくことが貿易摩擦を解消する上において最も必要ではないかということを痛感いたしております。

そういう立場で、まあこれはもちろん、いまお話しのようになにかお決めになる問題でございますが、しかし、国会全体として相手国との間のお話し合いをお互いに率直に行う、そしてお互いに主張すべきことは主張をし、責任を持つところは責任を持っていくということはきわめて私は大事

なことではないだろうか、こういうふうに考えておるわけでございまして、そういう意味におきまして、国会として一つの方向を打ち出していただくということになれば大変これは貿易摩擦解消の上には意味のあることではないだろうか、そういうふうに考えておるわけでございまして、どうもこの問題はただ政府対政府だけの問題で片がつきそうにはとうてい思えないわけでございまして、やはり国全体がこの問題に対処していく、そういうふうに考へておるわけでございまして、どうもまいりまして、政府間で話し合つても、冷静な話し合いができるない、だんだんと感情的になり、そして、まあ政治的対立が起こつて非常な不幸な事態に入つていく、自由貿易そのものの体制が根幹から覆るというようなことになると大変でござりますので、その辺は、私は、国全体、国民全体がこの問題には関心を持ち、そして、相手国との間であらゆるパイプを通じて相互理解を進めていくということが、本当にいま大事なときではないかということを痛感いたしております。

そういう意味では村田委員のお考へに私は同じ意見でございます。

○村田秀三君 次に、貿易摩擦そのものについて若干質問申し上げたいと思いますが、現在、米国議会で審議されて、言われております相互主義法案ですね、新聞を毎日見ておればあるいはわかるかもしませんが、それがいまどのようになつておるのか、また、どういう内容のものであるのか、そしてこれに対し通産省としてどのような見解と対応策を持つておるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(若杉和夫君) 現在、アメリカの議会におきましては多数の相互主義法案が出ております。まあ代表的なものは、俗称ハインツ法案とか、ダンフォース法案とか言われておるものでございますが、それ以外にもかなりの数の法案が出ております。

この内容でございますが、内容は個々であります、が、およそそのことを申し上げますと、まず、

Digitized by srujanika@gmail.com

サービスとか投資というものについて相互主義的なものを加えるべきではないかというような内容のものもございますし、それから貿易も含めて、商品も含めて全部についてそういう相互主義法案、相互主義的なものを盛り込むべきじゃないかというのもございます。

具体的にどういうことかといいますと、おむねのところを申しますと、相手の市場の程度に応じてどういうふうに、アメリカから見たらアメリカが輸出を阻害されているか、そういうものを計算といいますか、計算といいますか、測定といいますか、そういうことをいたしまして、それに対する応してアメリカ側も対抗措置がとれる。これがまたいろんな対抗措置がありまして、従来の通商法上ではガットの手続きのつとつてやるとか、いろんな法案の内容がございますが、おむね申し上げますと、以上のような内容なんでございます。

それで、これはまあ相手方は公正貿易といいますか、フェアトレードという概念で、場合によつては日本に對して、たとえば日本の市場を開かせ

るための前向きのものだという説明もしばしばされているわけですが、実際問題としてこの運用なり、背景にある考え方というのはかなり後ろ向きなものでございまして、市場制限的に動いていくだろうという見通しをわれわれは強く懸念しております。

したがいまして、通産省いたしましては、こ

の相互主義法案については、自由貿易を根底から搔きあげるそれが非常に大きいということで、機会あるごとにアメリカ側に對して指摘をし、また大臣からもたびたび向こうの要人にそういう指摘をしていただいているわけでございます。まあアメリカの行政府としても、これまたいろんな意見があるようでございますが、現在のところはおむねのことを申しますと、かなり相互主義、保護主義というものが突っ走ることについて懸念を持

つておるということもわれわれに漏らしておるわけございます。しかし、なかなか行政政府としては、いまの全体の状況では火が消せない、消しにくいということをわれわれにしばしば漏らしていく以外にはないわけでございます。われわれとしては、議会の様子を注視いたしますとともに、日本の市場開放対策等を進めまして、これを回避していきたいということに全力を傾注してまいりたいと、かよう思つておるわけでございます。

○村田秀三君 その問題は後日改めていろいろと

またお伺いしてみたいと思いますが、今日の状態ですね、これは本当に私素人でございますし、また商工委員会に入りましたのもここ一年ぐらいのことでございます。自動車の問題あり、あるいはその前はさまざま問題もあるわけであります。が、どちらかといえば農政の立場に立つて、農産物の自由化反対の方向ですと動いてきている経緯もあるわけでありますけれども、いずれにいたしましても今日の状態を見てみますと、これは今までの自動車の問題のときのよう

に、ちょっと話し合いをして、台数を減らしましてからそれでもまあ当面は了承できましたといふ問題ではないように実は私は素人なりに判断をいたしております。だからつまりこの貿易摩擦というのではなくて、主として西側経済交流の中における日本といふ問題ではありますけれども、

○國務大臣(安倍晋太郎君) 貿易問題につきましては、これは体制として御案内のように自由貿易体制ということでござります。そういう中で、日本としては外国から原材料を買って、それを加工して諸外国へ輸出をする、そういうことによって国が成り立つておるといふわが貿易立国の体制にあるわけでございますから、積極的に海外市場を求めて輸出を進めていかなければならぬことがありますから、私見ておりまして、非常に危険な考

え方ではないか。これは結局するところ保護主義といつながらない。それはそのための結果として、ガットの場というものがありますが、アメリカの議会で提案されておる法律といふものは、いま局長から答弁をいたしましたように相手の国に応じて自分

の国も壁をつくっていく、こういうことであります。しかし、それが意味が違うようにも思つております。本当に大臣が心配しておる心配と全く私どもも同じ心配を持っておるわけであります。アーティカの社会的文化的な生活水準といふものと、経済大国などとおだてられておるかもしませんし、また貿易も数字の上ではかなりの高いものを示しておることは私も承知はいたしておりますが、わが国の生活水準や文化水準、社会水準といふもののとの比較において考えてみなくてはなりません。せんけれども、わが国の輸出しなければならないといふいいながらも、なおかつどんどん輸出していって、いわゆる友好国といいますか、諸外国の失業者を増大させて困窮に陥れていくという考えは

私は持つておらないわけです。が、しかし、国内の状態を見れば、いま景気のどん底、とにかく大変なものであります。私もきのう四万くらいの都巿に行きましたら、町の商店の売り上げは五十六年度は前年に比較すると五〇%も落ち込んでおる。床屋に一ヶ月に一回行つた人が二ヶ月に一回というような、細かい話をいたしますとそれくらいたいに沿え込んでおることは間違ひないわけですね。そういうような状態から考えてみて、おの方でも困つておる、にもかかわらずいわゆる市場を開放する。外務大臣はどの程度の市場開放を言つておるか知りませんけれども、きょうあたりのニュースを見てますと、市場を開放しますと、こういうことを言つています。ということになつて、では、相手が望む現在の開放すべきものにはいろいろな物品もありましようし、サービスの問題もありましようけれども、望んでいるものをわが国で受け入れた場合に、日本の産業やあるいは農業にどういう影響を与えるであろうか、こういうお計測について通産省はやつたことはございましたか。

もしむしろ得る利益もあるわけでございまして、商売全体で流通のパイが大きくなるということのプラスもありますから、あるいは全般的、マクロ的に言えばむしろマイナスよりもプラスの方が多い、こういうことでございますが、結論的に言いますと、そういう要求が要求でございますので、具体的な計量ということはしておりません。

○村田秀三君 構造的じゃないか、こう申し上げましたのは、その辺との関連で実は私自身が考えたわけなんですが、とにかく国内で言えば、アルミがこうの、木材がこうのときさまざまあります。とにかく、日本は敵だなどと言われるからかどうか知りませんが、市場開放をいたしますと言つて頭を下げてくる、こういうようなことであるならば、実際にそれが国内にどう影響していくのか、国内の産業全体に、生活全体にどういう影響を与えていくのかということについては、当然これは豆腐を切ったようにきちつといかないまでも計測をするということは必要なんじゃないかと思いますね、これは経企庁なんかも当然関係してくる作業だと思いますけれども。

そこで、これまでもずいぶんそういうのがちょこちょこあつたのだけれども、言ってみれば通産省の方々も一生懸命やっておられるのだろうとは思うが、まあまあ少し緩慢で、何か一つ一つちょっとよしと手先でその場を解決すればそれでいいんだというようなことで推移してきたのじやないかと疑われるようには思います。でありますから、これをなるほど構造的に深刻な問題だと受けとめる限りは、これはやはりいま私が申し上げましたように、産業構造審議会とそういうふう場だけで解決するかどうかはわかりません。新聞を見ますと近く何か産業構造審議会を開くなどとも言われておりますけれども、いずれにいたしましても、やはりそういう広範、総合的な対策を立てるべき時期にいま来ておる、またそういうような機構があるのは必要じゃないかとも思うのであります、その点についてはどう考えますか。

○政府委員(若杉和夫君) 産業構造につきまして

は、從来から産業構造の長期ビジョンを示すとともに、さらに業種別に問題業種につきまして、たとえばアルミあるいは石油化学あるいは肥料あるいは紙・パルプというような先生がおっしゃっておるよう急速に産業構造の転換といいますか、産業調整といいますか、そういうものが必要な業種については現に結論も出しておりますし、現在も審議中のものございます。そういうものについてはかなり計測を加えましてやつております。全体のマクロ的視点については産業構造全体ビジョンの中でやつておりますけれども、必ずしもまだ全般的なこういう問題の影響といふものについては十分な検討をいたしておりませんので、近々三月中旬に産業構造審議会の國際經濟部会を開きまして、貿易摩擦を起こしやすい体質といいますか、確かにあるわけでございますので、そういうものの中に中・長期的に対応するにはどのようない方法があるかということについて御審議願う所存でございます。

か、リーズナブルなものになるということが一つの目標だと思います。

そういう意味ではまあギャップが出始めたのは、実は一昨年までは赤字でございまして、去年から多少經常収支が黒字ということでございます。したがいまして、全般的にはマクロ運営その他で調整は私はできていけるものと確信をしておりますけれども、問題は個別の問題になります。

個別の問題になりますと貿易収支なり經常収支やはりどうしても御承知のように石油の方で大赤字を中近東に出しておりますから、全体としてバランスをとるためにある資源国以外の国とは黒字体质にならざるを得ない、黒字を出さざるを得ないということです。この辺につきましては一つは、いろんな製品輸入をし、市場を開放し、相互に拡大していく必要があるけれども、なかなかこれは率直に言つて解消することは困難だと思います。したがいまして、相互理解であり、あるいは世界経済全体の活性化といいますか、浮揚といいますか、そういうものを世界全体が力を合わせて進めていかないとそれは根本的になかなか不謹は残ると、かように考えております。

○村田秀三君 まあ牛丼を言うとおりに入れても、あるいはオレンジを入れましても、ワインを入れましても、私は幅の狭い意味で申し上げますが、全体、全国、全世界のといういまのような答弁とは若干角度は違うわけであります、まあ言うとおりに輸入してみてもたかが知れていると思うのです。しかし、たかが知れている物を入れれば国内で国内摩擦が起きるわけでありますから、そういう意味ではそう簡単な物の言い方もできないわけであります、いずれにいたしましてもつまりはいま黒字国になつておる相手からは買ひ入れるということも考えなくてはならない、というようなことからするならば、やはり日本の景気の浮揚をまず考えるということが大切じゃないか、こう思うのですが、通産大臣はどう思いますか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまのやはり世界に高まつておるところの貿易摩擦を解消していく

は、具体的な問題としてたとえば関税であるとか、あるいは非関税障壁であるとか、あるいはまた、残存制限品目の問題であるとか、いろいろと具体的に検討しなきゃならない課題はあるわけでございますが、根本的にはアメリカに対しても百数十億ドルという輸出の超過がある。あるいはECに対しても百億ドルの輸出の超過がある。そしてアメリカもECも経済が非常に疲弊をしておる。こういう状態で、失業者もどんどんふえているということでおざいますから、結局基本的にECは、やはりアメリカやECの経済が立ち直るといふことが、この貿易摩擦に火をつけておる。その背景が改善されることになるわけでありますし、同時にまた、日本の内需が立ち直って、これが拡大していくということになれば、諸外国からの製品輸入等もふえてくるわけですから、この内需の振興とそして、アメリカ、ECの経済のいわゆる活性化というのが、私は根本的にはこの経済摩擦が非常に増幅されておる。そういう一つの感じを改善していくことに基本的にはなっていくんじやないか、こういうふうに考えておりまして、わが国にとってもこの内需の振興というのは国内の経済の今日の状況を一步脱却する上においても必要であるし、また同時に、貿易摩擦を解消する上においてもどうしてわかれわれは進めていかなきやならない課題ではないだろうか、こういうふうに考えておるわけであります。

○村田秀三君 それでは、河本経企庁長官にお伺いいたします。

十九日の参議院の本会議でも、同僚議員の質問に答えて、景気の動向に触れ、十月、十一月、第三・四半期ですか、貿易輸出の停滞があつて、五十六年度の成長率、下方修正したけれども、その達成もかなり厳しいというようなことを言っておられました。私も実際そうだと思っておるわけであります。

今日のこの日本経済の低迷といいますか、不況といいますか、これは先があるのかないのかなどといふいう議論は別にして、ちょっとと公定歩

合を引き下げる云々などというような簡単なものではなくて、とにかく構造的なものになつてきておるのではないか、そんなふうに実は思えてならないのです、素人でありますよ。素人であるけれども、アルミの問題であるとか、木材の問題であるとか、パルプの問題であるとか、いろいろさまざま聞かされてみましても、構造的なものではあるまい、こう思つておりますが、長官はどのようにお考えですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 現在の不況が構造的であるかどうかという問題であります。私は、やはり根本は第二次石油危機の厳しい影響がいま全世界を覆つておる。日本もやはりその強い影響を受けおる。現在の世界の経済が戦後最も深刻な不況である。先進工業国だけで失業者が三千万人にもなつておる。こういうことが背景にあるからと思ひます。だから、現在の不況は、構造的といふよりも第二次石油危機の厳しい影響が出ておる、こういうことではないか、こういう感じがいたします。

もう少し具体的に申し上げますと、一つは、先ほど來貿易の問題が出ておりましたが、最近、貿易が伸び悩んでおる、むしろ減りぎみである。これが世界全体が不況でありまして、世界的な購買力が激減しておる。相手に買う力がない、市場が非常に狭くなつておる。これもやはり私は石油危機の影響だ、こう思つております。それから、アメリカの高金利、このために日本は金融政策もそれないわけであります。これが最大の背景である、石油危機に端を発しておる、こういう感じがいたします。公共事業の据え置きあるいは可処分所得の伸び悩み、いろいろ理由はござりますけれども、やはり石油危機による世界経済の混乱、これが大体三兆、三兆以下というところはないようです。

○国務大臣(河本敏夫君) 本当に持ち時間がなくなつてきておりまして、あちこちはしょる結果になりますが、そういう状態で日本経済の運営見通し、経企

合を引き下げる云々などというような簡単なものではありません、とにかく構造的なものになつてきておるのではないか、そんなふうに実は思えてならないのです、素人でありますよ。素人であるけれども、アルミの問題であるとか、木材の問題であるとか、パルプの問題であるとか、いろいろさまざまな問題であるとか、木材の問題であるとか、パルプの問題であるとか、いろいろさまざま聞かされてみましても、構造的なものではあるまい、こう思つておりますが、長官はどのようにお考えですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 私は、達成は可能だ、こう思つております。

と申しますのは、わが国の経済は欧米諸国に比べまして幾つかのすぐれた点がござります。たとえば失業率が非常に低い、物価も安定しております。それから、貯蓄率は依然として相当高い水準にござりますし、金利水準は世界で最低の水準にあります。労使の関係も比較的良好な状態が続いていると思いますし、経済全体の国際競争力も相当強い。こう思つております。

ただ、繰り返して恐縮でありますけれども、いま世界経済は非常に激動期にござりますので、したがつて日本経済も激動期でござります。次から次へいろいろな情勢が変わつてしまりますので、その情勢の変化に応じましてやはり適切な手段を機敏に進めていく、これは私は絶対の条件だと思ひます。世の中が変わって経済の条件が変わつておるのに何もしないでじつとしておる、こういうことでありますと、これはできる成長もできなくなる、こういうことだと想ひます。

○村田秀三君 かなり自信をお持ちでできると、こうおっしゃつておるわけです。しかし、まあ予測をして、いろいろこれが正しい、それは間違いないなどというような議論をする必要はなからうかと思いますけれども、政府だけが五・二%、ど申し上げました賃金の問題と、玉虫色などと言われておりますが、あるいは新聞を見ますと、公明党の竹入委員長は、あれはメモがあつたなどとくで胸を張つて長官は物を言つてみても、それはどうも国民は信用はいたしません、これは生活実感、あるいは数字を出てくる問題でありますから、ということになりますると、いわゆる、先ほど申し上げました賃金の問題と、玉虫色などと言ふべき問題であります。それで、長官はどのようにお考えですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 政府が経済見通しをつけます場合には、雇用者所得が幾ら伸びるか、こういうことを計算いたします。それを前提にいたしましていろんな試算をするわけであります。が、五十七年度は一人当たりの雇用者所得は六・

なかろうかと思ひますけれども、この達成は今日の状態の中で可能であるのかどうか。成長率は名目八・四%、実質五・二%でありますか、その他さまざまあるわけでありますけれども、とにかく達成は今日の経済の推移から見て可能であるのかどうか、ひとつお伺いいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) 私は、達成は可能だ、こう思つております。

と申しますのは、わが国の経済は欧米諸国に比べまして幾つかのすぐれた点がござります。たとえば失業率が非常に低い、物価も安定しております。それから、貯蓄率は依然として相当高い水準にござりますし、金利水準は世界で最低の水準にあります。労使の関係も比較的良好な状態が続いていると思いますし、経済全体の国際競争力も相当強い。こう思つております。

ただ、繰り返して恐縮でありますけれども、いま世界経済は非常に激動期にござりますので、したがつて日本経済も激動期でござります。次から次へいろいろな情勢が変わつてしまりますので、その情勢の変化に応じましてやはり適切な手段を機敏に進めていく、これは私は絶対の条件だと思ひます。世の中が変わって経済の条件が変わつておるのに何もしないでじつとしておる、こういうことでありますと、これはできる成長もできなくなる、こういうことだと想ひます。

○村田秀三君 かなり自信をお持ちでできると、こうおっしゃつておるわけです。しかし、まあ予測をして、いろいろこれが正しい、それは間違いないなどというような議論をする必要はなからうかと思いますけれども、政府だけが五・二%、ど申し上げました賃金の問題と、玉虫色などと言ふべき問題であります。それで、長官はどのようにお考えですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 政府が経済見通しをつけます場合には、雇用者所得が幾ら伸びるか、こういうことを計算いたします。それを前提にいたしましていろんな試算をするわけであります。が、五十七年度は一人当たりの雇用者所得は六・

九%ぐらい伸びるであろう、こういうことを想定をいたしております。全体としての雇用者所得は、雇用者の数もふえますので八・六%伸びると、こう想定をしております。実は、五十六年度は一人当たりの雇用者所得は七・五%伸びると、このように考えておつたのであります。大企業の方は相当伸びておりますが、中小企業の方が非常に伸びが低い、こういうことで、現在のところは六%にいくかいかないか、あるいは六%切るのではないかうかと、こういう感じもいたします。

それに比べますと若干ふえておりますが、これは後半経済がある程度回復をいたしまして、所定外給与等も相当伸びるであろうと、こういう想定に立ちまして、先ほど申し上げましたような数字を算出したわけであります。

しかし現実問題として、雇用者所得が伸びなかつた、非常に低い水準である、こういうことになりますと、これまた試算の前提条件が狂つてくる

わけでございますから、そのときには先ほど申し上げましたように、何らかのやはり対応が必要

だ、こう思つておりますけれども、さて、それでは減税問題は一体どうかということであります

が、これにつきましては政府は統一見解をつくりまして、五十八年度以降できるだけ早い機会に減

税できるような条件を整えましょう、その条件とは何ぞやといいますと、財政再建のめどを、五十

九年にできるようにつけるということと、それと減税のための財源の見通しをつけるということである、こういうことを一月の下旬に決めたことは御案内のとおりでございます。一応そういうこと

で政府は考へておりましたが、先般議長の見解が出まして、この際は予算が成立すれば大蔵委員会

に小委員会を設けて、この問題を与野党の間で議論したらどうか、こういう見解が出ておりますの

で、現在のところ政府はその小委員会の結論待ち、結論が出ればその結論を尊重いたします。こ

ういうことを総理以下言っておるところでござい

まして、政府見解よりも小委員会の結論がこの際は優先をする、こういう感じでございます。

○村田秀三君 いろいろ詰めたいと思いますが、

先に進みます。

十八日に日本商工会議所の総会がありました。

私も案内をいたいたのであります。出席いたしませんので直接には聞いておりませんけれど

も、永野会頭は景気よりも行革をと、こうあいさ

づをいたしました。そして長官は、景気も行革も両立可能であるというあいさつをしたという新聞報道がございます。新聞の書いてあるものを見た

だけでございます。改めて長官の見解を伺いたい

と思いますし、実はその日の夕刊を見ますと、建設省が一兆円の国債を発行すればかくしかじ

かの経済効果があらわれる、景気浮揚策として

こういう、これまで新聞でありますから、よく内

容は承知しないのでありますけれども、まあ建設

省というと経済関係の省とも受けとめられないわ

けでございまして、何かそこに特別な意味がある

のかなどとも考へてみると、つまりは、もう少し内

容は承知しないのでありますけれども、まあ建設

省というと絏済関係の省とも受けとめられないわ

経済防衛努力をするように仕向けてしまっていい。これも行革デフレと言われるゆえんではないか、こう思いますが、いずれにいたしても無理がある。建設国債の発行について私は反対をするけれども、しかし、いま長官がおっしゃいましたように、経済は生き物でありますから、いわゆる融通無碍、財政再建計画にこだわらない運営というものが必要である、こう思つておるわけでありまして、言つてみれば東北人というのは頭かたいのですが、土光さん、鈴木さんも大分頭がおかしいんじゃないとか実は思つておりますけれども、そんなに何もこれを政治生命をかけるなどと大上段に振りかぶつて、何でもかんでも今日の日本の経済の状態や国民の困擾を無視してまでも我を通すなどという考え方にならなくていいんじやないか、こう私は実はひそかに思つておるわけであります、それが長官どうでございましょうか。

非常に経済が悪い状態にあればそれをほうつておくわけにいかない、やはり政府としては適切な対応をしていかなければならぬ責任がある、そういうことでござります。

これは大いに関係がある、国内の景気を浮揚させるためには心理的なものもちろん十分に対応しなくてはならぬと思いますけれども、直接的には国民の可処分所得を引き上げることが必要なんだ、単純な物の言いようでありますけれども、こう私は思っております。物価の鎮静あるいは雇用者所得の動向、あるいは減税、こういうものが全部絡んでおりますから、まあ今国会あるいは予算委員会等ではすいぶんと詰めた議論もなされたと、こう思いますが、そういう意味で国民を安心させることができるようにそういう政策をひとつ展開していただきたい、こうお願いを申し上げまして終ります。

○対馬孝且君 時間も詰まつております。二時間をお預定しておりますが、時間がありませんから、ポイントを長官に一問だけお願ひ申し上げます。いずれ二十五日の予算委員会で私も質問をいたしますから。

いまの問題に関連いたしまして景気浮揚対策で、大臣が経済見通し五十六年度四・一%の達成、あるいは五十七年度の五・二%の達成はある程度確信を持てるという答えでございました。問題は、大臣がこの間予算委員会でも強調されていて、何といっても当面対策として公共事業の四分の三を前倒ししたいと、こういうことで特に住宅政策を強調されました。しかし問題は、いまもございましたけれども、私はそう簡単に四・一%五十六年度の経済実質達成は困難ではないかと、そのことを率直に申し上げます。ということは、やはり可処分所得が冷え切っているというところは、もちろんであります、率直に申し上げて、もう購買力がほとんどないというのが、意欲ががないというの——きょう大臣もお聞きになつたかは、どうか知りませんが、NHKの鈴木内閣の世論調査ということと受けさの七時のニュースに流れました。六日、七日、二日間やりました結果、鈴木内閣を評価しない、できないというのがもはや五九・七%。これは歴代内閣では末期的な状況であります。もう六〇%が鈴木内閣は支持できな

と。評価するというのは三一・五%よりございません。この中身を分析いたしますと、まさに減税に対する不満、それからいわゆる景気に対する不信、政治倫理に対する不信、これがまさにこの五九・七%に対する国民の素朴な声であります。
そういういたしますと、私はここでお伺いしておきたいことは、いわゆる五十六年度の四・一%経済成長率を達成する、景気浮揚に最終的なあらゆる対策をとると、こう訴えているわけであります。が、私は、やはり何といつてもこれから対策というものは公共事業、もちろん住宅投資あるいは金利の問題、いまも訴えましたが、消費者の購買力の心理的な影響である何といつても減税あるいは所得の今後の課題ということに総合的な対策の手を打たなければ、なかなかこれといつてもむずかしいのではないか。そういう意味では、当面対策よりも総合的な対策として、つまり、公共事業、住宅投資、金利対策、減税、所得の国民消費対策、こういう総合的な経済的な対策が打たれないと今後の経済の成長率の安定は望み得ないのではないか。この一問、ひとつ大臣の所見だけ伺っておきたい、こう思います。

—

おる原因はわかつておるわけでありますから、それに対しまして十分な対応ができれば現在の経済情勢は相当変化すると思いますけれども、残念ながら幾つかの政策がなかなかやれない、こういうところに問題があるわけでござります。

ただ減税問題については、お話をございましたが、確かに五十六年度の雇用者所得の伸びは政府の当初想定いたしておりました水準よりも相当低い状態になろうとしております。しかし、この場合に減税問題をどうするかにつきましては、先般の議長見解を受けまして大藏委員会の結論待ち、その結論を政府の方では尊重しますということは、総理以下お答えしておるところでございますので、その判断をまちたい、このように考えております。

○対馬孝且君 これはいすれ二十五日の予算委員会で長官に再度詰めたいと思いますので、問題提起だけ私はしておきたいと思うのであります。が、公共事業の中で、住宅投資の着工件数というのを私なりに調べてみましたが、五十三年度百五十五戸に対しまして五十四年度が百五十万戸、五十五年度が百二十七万戸、五十六年度が百十五万戸と、これらよつと減少していますね。大臣もたびたび公共住宅といふもの、公的住宅をふやさなかやならぬと言つていますが、これははづと減つてゐるわけで、計数的に見ていくと。

それからもう一つの心理的な影響というのをやはり踏まえていただきたいと思うのは、もちろん、ローンの頭金をふやすとかローンの金利をある程度、〇・五を下げるとか、これも結構なんだが、いろいろ私は庶民のアンケートを、この間ある労働組合のアンケートも見ましたが、全く声はこういうことです。いわゆる、当面十年なら十分年、五カ年なら五カ年の中期のサラリーマンの経済は一体どうなるんだと。つまり、何ば住宅を建てようという意欲があつても自分のサラリーの中から返していく限額といったようなものはどうなんだ。これを見ますと大体二万円が限度である、こういう答えが圧倒的なサラリーマンの、七

六%の声。ある五千人の大型の組合のアンケートをちょっと参考に見ましたが、私はやはりこれが朴素な声だと思うのですね。だから、單に頭金をふやす、あるいは金利を下げるこも結構ですけれども、労働者の心理はそういうところに手が届かないから、結果的にはマイカーあたりで、車でせめて満足をしようかと、こういう心理をやはり分析してみる必要があるんではないか。どうも、住宅投資の場合でも、そういう意味では、長官が言っている公的住宅、低賃貸住宅というのは結構なんですが、ここらあたりを現実のものにしていくためにはどうしたらいいのかという点を、もちろん建設大臣の主管の問題でありますけれども、景気浮揚の前倒し四分の三を先にやる、ところが一方、中小企業のおやじさん方に言わせると、それじゃ前半四分の三前倒ししたら後半は一体どうなるんだ、その経済見通しは一体どういうふうになるんだ、住宅政策というのはどう変わるものだ、公共事業政策はどう変わるんだ、これを示してもらわぬと、人は採用した、後半にいって人は首を切るということはとてもできない、これが朴素な中小企業のおやじさん方の私らに訴える声ですね。やはり前倒し四分の三は結構だけれども、後半における公共事業は一体どうなるんだ、ここらあたりもひとつ大臣、これは専門的立場で、いざれ予算委員会でこの問題を総合的景気浮揚対策は一体何ぞやという国民の心理状態を原点に踏まえて、先ほど言つた世論調査のNHKのアンケートの答えも私が言うようなアンケートの答えになつておりますけれども、そこらあたりを踏まえて問題の解決に積極的に当たつてもらいたい、このことだけひとつ申し上げておきたいと思います。

ですが、むしろ私は基本的に大臣をお伺いしたいの石炭合理化安定措置法と、このぐらいの意欲があ
は、もうこの合理化臨時措置法を施行してから二
十年経過しておるわけですね。御案内のとおり第
七次の政策と、こう言われているわけです。もは
やこの段階では石炭見直しの時代を迎えてむしろ
本的な姿勢は二十年間この方変わっていない、は
つづいていいのじゃないかと私は思うわけです。相変わ
らざスクラップ・アンド・スクラップという基
本的姿勢は改めたいと、このぐらいの意欲があ
つきり申し上げて。こういう点ではやはり問題が
あるのじゃないか。むしろ進んでこの段階で、石
炭合理化臨時措置法ではなくて石炭合理化安定法
にひとつ通産省としては改めたいと、このぐらい
の石炭見直しの意欲の姿勢にどうして立つことが
できなかつたか。もちろん努力をされていること
は多としますけれども、私は少なくともそのぐらい
の合理化臨時措置法等を改正するに当たって基
本姿勢が出てくることが望ましかつたのであ
りますが、遺憾ながら出でませんでした。この
点まず、これから内外を含めるこの第七次政策
をめぐる国内炭優先の通産省の、大臣の基本姿勢
について、国内炭の位置づけとあるべき石炭基本
方針についてまず所見をお伺いしたい、こう思
います。

踏まえて積極的に取り組んでいきたいということになりますが、七次答申の特徴というのは私なりに判断をいたしますと、何といっても今日までの石炭政策をずっと第七次政策まで打ち出してまいりましたが、やはり経済合理性性ということが中心になつて結果的に山が切り捨てられていった、この基本が私は今日までのスクランプ政策に行われた基本であろうと、こう思うであります。

そこで、最近この七次政策の中に出てきておるのでありますが、確かに企業の自助努力ということが盛んに、もちろん私企業でありますからそれは結構なんでありますけれども、自主努力あるいは自助努力ということがうたわれておるのでありますけれども、私はこの際大臣も御存じだと思うのですが、七九年IEA会議で次のようになりますが、一九七九年五月のIEA閣僚理事会において、石炭の利用、貿易、生産の拡大を図ることを目的として石炭政策のための原則が採択をされ、当時八〇年ですね。八〇年ペネシア・サミットにおいて、一九九〇年までに石炭の生産と使用を倍増させることが合意されている。こういう意味での見直しということがIEA会議においても、これは日本の政府も加盟しておるわけですから御存じだと思いますが、この原則に立つとするならば、私はこの第七次政策の柱になつている私企業の自助努力ということはもちろんでありますが、むしろ政府がこの際大臣にこの安定政策を意味する立場からも、経済合理性性という形に答申もなつておるわけでありますが、そらあたりが強調されると、だから申し上げますか、やはり北炭問題にまつわる問題等に関連していく問題がどうもいまなお政府の中に貫かれていい、それが企業の自主努力、自助努力というこう論を否定するわけではないのでありますが、経済スト論だけでは国内資源の活用、国内資源の発展といふものは望めない。私はもちろん経済コスト論を否定するわけではないのであります。

コスト論だけにウエートを置かれててしまうということになるとやはり切り捨て論につながってしまう。こういう問題をもう一回見直してみる必要があるのではないか。そういう意味では二千万トン体制というのはもちろん程度ということでありますけれども、やはり新鉱開発なり周辺開発といふことを国の政策的な手立てによつてむしろ拡大をする、あるいは現状固定を、最大限現状の山をきちっと守る、こういう基本姿勢に立つていられるのかどうか、この点ひとつもう一回大臣の基本的な態度を私は再確認する意味で求めたいのあります、これをはつきりしてもらいたい、こう思つておられます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまお話しのように、第二次石油ショックの結果、石油價格が非常に上昇を遂げまして、世界でIEAその他のいろいろな会議が持たれた結果、石炭の見直しといふことが非常に世界的な潮流として急浮上してきたわけですが、それによつてわが国の国内石炭業に対する需要、特に国内炭についても需要が増大をすることには事実であります。

そういう中で答申に言われますように、わが国

の国内石炭業をめぐるところの内外の情勢から見て現在程度の生産水準の維持は可能である、そ

してこれを基調としながら、今後石炭企業の経営

体質の改善や需給の環境の好転に伴つて、将来に

おいては年産二千万トン程度の生産の達成を目指すことが必要であつて、そのための石炭鉱業自己努力、政府の施策及び需要業界の協力に当たつての基本的な考え方を進めていかなければなりません。こうしたことではあります、私は状況としては石炭を、特に国内炭を取り巻く状況といふのは決して悪くはない、むしろ好転をしていく客観情勢はあるのだと思います。それにはやはりまず第一に、企業がその自助努力といふのをやらなければ、これは当然であります、政府としてもこれまで石炭政策には相当なウエートを置いてこれを推進してきたわけでございます。

これからも第七次答申というものがあるわけ

でございますから、そういう答申を踏まえながら、政府は政府なりのこれから政策を進めていく。これは企業なんかはいわゆる経済合理性といふ立場でこの石炭問題というものに取り組んで進むべき立場であります。この認識にお互いに違ひがあるならこそ、これはなかなかできることではありませんけれども、そういう認識を持つて、これから

うことを國の政策的な手立てによつてむしろ拡大をする、あるいは現状固定を、最大限現状の山を

きちっと守る、こういう基本姿勢に立つていられるのかどうか、この点ひとつもう一回大臣の基本的な態度を私は再確認する意味で求めたいのあります、これをはつきりしてもらいたい、こう思つておられます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまお話しのように、第二次石油ショックの結果、石油價格が非常に上昇を遂げまして、世界でIEAその他のいろいろな会議が持たれた結果、石炭の見直しといふことが非常に世界的な潮流として急浮上してきたわけですが、それによつてわが国の国内石炭業に対する需要、特に国内炭についても需要が増大をすることには事実であります。

そういう中で答申に言われますように、わが国

の国内石炭業をめぐるところの内外の情勢から見て現在程度の生産水準の維持は可能である、そ

してこれを基調としながら、今後石炭企業の経営

体質の改善や需給の環境の好転に伴つて、将来に

おいては年産二千万トン程度の生産の達成を目指すことが必要であつて、そのための石炭鉱業自己努力、政府の施策及び需要業界の協力に当たつての基本的な考え方を進めていかなければなりません。こうしたことではあります、私は状況としては石炭を、特に国内炭を取り巻く状況といふのは決して悪くはない、むしろ好転をしていく客観情勢はあるのだと思います。それにはやはりまず第一に、企業がその自助努力といふのをやらなければ、これは当然であります、政府としてもこれまでこれまで石炭政策には相当なウエートを置いてこれを推進してきたわけでございます。

これからも第七次答申というものがあるわけ

でございますから、そういう答申を踏まえながら、政府は政府なりのこれから政策を進めていく。これは企業なんかはいわゆる経済合理性といふ立場でこの石炭問題というものに取り組んで進むべき立場であります。この認識にお互いに違ひがあるならこそ、これはなかなかできることではありませんけれども、そういう認識を持つて、これから

うことを國の政策的な手立てによつてむしろ拡大をする、あるいは現状固定を、最大限現状の山を

きちっと守る、こういう基本姿勢に立つていられるのかどうか、この点ひとつもう一回大臣の基本的な態度を私は再確認する意味で求めたいのあります、これをはつきりしてもらいたい、こう思つておられます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これは大臣、言うまでもなく、現状二千万トンと言つても千八百万トンベースですね、御案内のとおり。これは北炭が一朝間違うと、新鉱も間違つたら、千七百万トンベースに引き下がる、こういう状態で、なぜこれを聞くかと

言いますと、私は、いま大臣が後段で言つたこと

が大事だと思うのですが、石炭政策というものが大きければ二千万トンベース程度という維持は困難だと思つてゐます。

お伺いいたしました。そこで、二千万トン体制をひとつ堅持して、これから新鉱並びに周辺開発鉱区の体制固めをしていくといふ方向でいきたいと

お伺いいたしました。そこでは順次御発言願います。

○對馬孝且君 午前中はいいです。

たいのですがね、当時の計画からいえば、私は五十年のときに、当時の増田エネルギー 庁長官に質問しているんですが、新鉱とは一体北海道でどこを指すか、これに対する、釧路西部炭田と天北であると、こういうふうに会議録に載っています。したがって、やる場合にはどういうふうにやるかということについて、やはり一定の三ヵ年なら三ヵ年計画を立てて、そしてどういう計画でボーリングをやるかという計画を立てないと、いつまでたってもこれはだめではないかということを言つたことがあります、その直前に第五次政策というのが出来まして、新鉱開発については第三セクターの要素を入れて開発をするところ、こういう意味の答申が出来ました。そこで、その後、それじゃ実際新鉱開発の炭量というものは一体どうなっているのか、新鉱とは一体何を指してどういうふうに具体的に展開しようとするのか、あるいは周辺の可採炭量、さつきも言いましたが、千八百万トンを二千万トンベースに引き上げていくと言うからには、周辺鉱区の開発とタイアップしていかなければ、なかなかそういう炭量計算は出でこないだろうと。ところが、今回十八億ついだということは一步前進であるけれども、それだけではやはり本物でないと僕は思うんだね。こういうのはもうとうに五十三年ころ終わつてなきやいけない。ところが、終わるどころか、ようやく緒についたばかりだね、これははつきり言つて。私が言いたいのは、やはり五六年計画、第七次計画を立てたんだから、七次計画とタイアップして、この可採炭量、新鉱あるいは周辺鉱区開発の実施計画というものを立てるべきだと思うのですよ。これがない限り進まない。やっぱり予算がついてこないしね。ただ、言葉で何とか新鉱開発の促進を國りますとか、いつも言うのだけれども、私はこういうことはだめだと思うのですよ。この七次計画と同じように、やっぱり可採炭量調査の五六年計画をこの際立てるべきじゃないかと、こういうふうに考えるのですが、いかがなものですか、この点。

○政府委員(福川伸次君) いま対馬委員御指摘のとおりに、十八億円をもつてこれから新鉱の埋蔵性あるいは需給環境を無視して無理に進めるといふことでは、これは経営の安定上好ましくないわけですが、それは経営の安定上好ましくないわけでもございまして、そういう意味で新鉱の開発は、今後の企業の体質改善や需給環境の好転等の諸事情の成熟を待つて、民間の判断と責任において進めるというのが本来でございますが、しかし、いま、先生かねてから御主張のとおりに、新しくどういうところが出てくるか、競争条件が変わってきたわけでありますから、それを、どういふうに具体的に展開しようとするのか、この調査の進め方につきましては、今後新エネルギー・総合開発機構におきまして、専門家の委員会をつくつていたします。もちろん、それぞれ一つずつ地域を順次つぶしてまいるわけでございますが、それなりに二年ないし三年かかる。いろいろな調査の方法がござります。したがいまして、私どもももちろん長期的な展望をもつてやることが好ましいわけではございませんけれども、今後どのような地域をどのように選択していくらいいかといふことについて、学識経験者の意見を十分聞いて、乏しい予算ではございますが、その金をかと、そういうことについて、学識経験者の意見を十分聞いて、乏しい予算ではございますが、その金をかと、そういうことは、やはり周辺鉱区は、もはや私企業のボーリングで開発せいと言つておられます。で、今後さらには、その結果に基づきまして、御指摘のような予算の確保等に十分努力をしてまいりたいというふうに思つております。従来海底でありますとか、あるいは深部で周辺開発だって、これも促進しよう。あるいはありますとか、これまでの情報を収集いたしまして、できる有望なところから順次手をつけてまい

話がございましたように、新鉱開発をどのように進めるかということでございますが、これは経済性あるいは需給環境を無視して無理に進めるといふことでは、これは経営の安定上好ましくないわけですが、それは経営の安定上好ましくないわけでもございまして、そういう意味で新鉱の開発は、今後の企業の体質改善や需給環境の好転等の諸事情の成熟を待つて、民間の判断と責任において進めるというのが本来でございますが、しかし、いま、先生かねてから御主張のとおりに、新しくどういうところが出てくるか、競争条件が変わってきたわけでありますから、それを、どういふうに具体的に展開しようとするのか、この調査の進め方につきましては、今後新エネルギー・総合開発機構におきまして、専門家の委員会をつくつていたします。もちろん、それぞれ一つずつ地域を順次つぶしてまいるわけでございますが、それなりに二年ないし三年かかる。いろいろな調査の方法がござります。したがいまして、私どもももちろん長期的な展望をもつてやることが好ましいわけではございませんけれども、今後どのような地域をどのように選択していくらいいかといふことについて、学識経験者の意見を十分聞いて、乏しい予算ではございますが、その金をかと、そういうことは、やはり周辺鉱区は、もはや私企業のボーリングで開発せいと言つておられます。で、今後さらには、その結果に基づきまして、御指摘のような予算の確保等に十分努力をしてまいりたいというふうに思つております。従来海底でありますとか、あるいは深部で周辺開発だって、これも促進しよう。あるいはありますとか、これまでの情報を収集いたしまして、できる有望なところから順次手をつけてまい

ります。

○対馬孝且君 部長ね、学識経験者の意見などを聞きながらこれから立案をしていくと、こう言うことでございまして、そういう意味で新鉱の開発は、今後の企業の体質改善や需給環境の好転等の諸事情の成熟を待つて、民間の判断と責任において進めるというのが本来でございますが、しかし、いま、先生かねてから御主張のとおりに、新しくどういうところが出てくるか、競争条件が変わってきたわけでありますから、それを、どういふうに具体的に展開しようとするのか、この調査の進め方につきましては、今後新エネルギー・総合開発機構におきまして、専門家の委員会をつくつていたします。もちろん、それぞれ一つずつ地域を順次つぶしてまいるわけでございますが、それなりに二年ないし三年かかる。いろいろな調査の方法がござります。したがいまして、私どもももちろん長期的な展望をもつてやることが好ましいわけではございませんけれども、今後どのような地域をどのように選択していくらいいかといふことについて、学識経験者の意見を十分聞いて、乏しい予算ではございますが、その金をかと、そういうことは、やはり周辺鉱区は、もはや私企業のボーリングで開発せいと言つておられます。で、今後さらには、その結果に基づきまして、御指摘のような予算の確保等に十分努力をしてまいりたいというふうに思つております。従来海底でありますとか、あるいは深部で周辺開発だって、これも促進しよう。あるいはありますとか、これまでの情報を収集いたしまして、できる有望なところから順次手をつけてまい

ります。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のとおりに、いま周辺鉱区のボーリング等を助成いたしておりますが、昭和五十二年度から消滅鉱区のうち再開発が期待される現存の炭鉱周辺の有望地域について、新エネルギー・総合開発機構に委託をしてボーリングをいたしております。これは、

りたい。これは私どもとしてもできるだけ予算を十分取ることで、委員会のこれから御計画等の立案を参考にしながら努力してまいりたいと思ひます。

○対馬孝且君 部長ね、学識経験者の意見などを聞きながらこれから立案をしていくと、こう言うことでございまして、そういう意味で新鉱の開発は、今後の企業の体質改善や需給環境の好転等の諸事情の成熟を待つて、民間の判断と責任において進めるというのが本来でございますが、しかし、いま、先生かねてから御主張のとおりに、新しくどういうところが出てくるか、競争条件が変わってきたわけでありますから、それを、どういふうに具体的に展開しようとするのか、この調査の進め方につきましては、今後新エネルギー・総合開発機構におきまして、専門家の委員会をつくつていたします。もちろん、それぞれ一つずつ地域を順次つぶしてまいるわけでございますが、それなりに二年ないし三年かかる。いろいろな調査の方法がござります。したがいまして、私どもももちろん長期的な展望をもつてやることが好ましいわけではございませんけれども、今後どのような地域をどのように選択していくらいいかといふことについて、学識経験者の意見を十分聞いて、乏しい予算ではございますが、その金をかと、そういうことは、やはり周辺鉱区は、もはや私企業のボーリングで開発せいと言つておられます。で、今後さらには、その結果に基づきまして、御指摘のような予算の確保等に十分努力をしてまいりたいというふうに思つております。従来海底でありますとか、あるいは深部で周辺開発だって、これも促進しよう。あるいはありますとか、これまでの情報を収集いたしまして、できる有望なところから順次手をつけてまい

消滅鉱区におきましては鉱業権が設定ができるませんために、鉱業権者がその調査ができないということで実施をいたしておりますが、今年度においては、これはボーリングを五本、赤平の周辺、南大夕張の周辺、幌内炭鉱の周辺を実施いたしております。で、いま御指摘の桜沢地区あるいは磐沢地区でございますが、この地区につきましては、これは消滅鉱区ではございませんで、鉱業権者がみずから調査が実施できるということをごさいますので、むしろいま申し上げた消滅鉱区を対象にいたしました新エネルギー総合開発機構のボーリング調査の対象にはなりません。なりませんでしたが、昭和五十六年度から坑内骨格構造調整補助事業費補助金ということで、これを予算の対象の範囲を広げまして、合理的な坑道展開を図るために不可欠なボーリング工事ということを追加いたしておるわけでございます。

したがいまして、いま先生まさに御指摘のように、鉱業権者に自分でいろいろやらすということとも考えたらどうかという御指摘でございましたが、今後これが開発が進んでいきますために、坑道の展開とということを図つておきますためには、この補助金は原則、たてまえとして対象となり得ることでございますので、これはいままさに先生のお話のよう、私企業ベースでの助成ということをおわせ行う、こういうことが必要であろうというふうに考えております。

○対馬孝吉君 これ、時間もありませんから、もつと詳しく申し上げたいのだけれども、ポイントは何かといえば、いまは重複鉱区のある消滅鉱区の一部法改正が今回出されたわけですから、私はこれもどうも基準が、これからつくると言つているのだけれども、漠然としておると思うのだな。だから問題は、いま磐の沢の例を一つ挙げましたけれども、これもうむずかしいことじゃないんだ、ぼくに言わせれば。そういう問題についてだつて、いま羽幌炭鉱の問題、一例を出しましてたけれども、さつきなぜ聞いたかというと、そこを言つておるんだ、ぼくは。二千万トンベースに

追い上げていくためには、周辺鉱区プラス新鉱開発をしなければ、現状維持の炭鉱をつぶさないと、いう基本に立たなければ、とても二千万トンは維持できるものじやない。また国内資源としては当然そうしてもらわなければ困る。

そこで私が言っているのは、その原点、基礎になるものをきちっとするためには、法改正のいま出ている重複鉱区、この問題については同一炭田地域内における云々とこうあるのだけれども、同一炭田内だけじゃなくして、市町村が異なったとしても、私はその場合はやはりやるべきではないか。そういう彈力的運用というものをしていかなければ、とてもこれから周辺鉱区の開発はできませんよ、部長、はつきり申し上げて。それはあなたは取り組んでいるようだけれども、もうちょっとそこらあたりを掘り下げる、そう数多い山じやないんだから、北海道はもういま残っているのは目ぼしいところは十三山そこそです。だから、山別ごとにずうっと沢を洗つていけば、沢という意味は、私の言うのはたとえば空知の南北を分けるとか、あるいは空知炭田、あるいは天北炭田、あるいは留萌炭田、釧路炭田と分けていけば、もうその中にポイントはわかっているわけだ、はつきり言えば。図面があるのでから。私だって持っていますけれどもね。そういうものを単にいまの補助金制度を骨格構造補助金とか、もちろんそういうことも結構なんだが、私の言うのはもつと思いつってテンポを早めたことをやっていかないと、何も大幅に拡大せないと私は言つてゐるのじやないんだよ。そういうものを一つ一つ手をつけていけば、たとえば羽幌の十万トンだってあるではないか。あるいは空知だって全部洗えば、私の計算でいけば相当なやはり、これから炭量計算は百万トンや二百万トンふえる見通しは出てきますよ。そういうものだつて洗いざらい全部やってみる必要があるのじやないか。だから、ぼくは現状を基礎にして、どうしたら長く延命していくか。これから七次政策、八次政策が出ると思つうが、私は将来の炭鉱の延命というの、現状

命策、ずっともう五十年が百年、百年が五十年というようになつないでいくか、こういう展望を持つべきだと思います。ところが石炭部長がかれわれはまた変わっちゃって、前に言ったことは銳意また努力してまいりますとかと言葉で言うけれども、私に言わせればもうこれは完了していないければならないはずのものが完了していない、こういうことになるので、いまあなたが言つたことにについては注文をつけますけれども、もつときめ細かい、山別に、私の言うのは地域別にそういう周辺鉱区の開発というものを積極的に、現行の予算の枠内とは別に、別枠というか、予算の規模の中に一項目、周辺開発促進ボーリング費用とかいうもので見てもらつたらどうだ、一項目起こしたらどうだとぼくは聞いているわけだ。そのぐらいのことを位置づけなければ簡単に達成できませんよ、このことを言つてはいるのであって、このことを踏まえてひとつ対処してもらいたい、こういうことなんですよ。

○政府委員(福川伸次君)　ただいまいろいろな問題の御指摘がございました。私どもとしても真剣に検討してみるつもりでございます。

いま御指摘の中で、消滅鉱区の再開発の点についての緩和をどう考えるかという御指摘がまずございました。現在この法案の中では、重複鉱区がございます場合の消滅鉱区には、これは現在一切手がつけられないことを、法律で改正をお願いをいたしておりますものは、それについて他の山と一体的に開発することが著しく合理的である場合には、それも手がつけられるように、許可制のもとに着手できるということで法律案をお願いをしているわけでございまして、その意味では制度の改正としてこれが一つの私どもとしても有力な手がかりになつていくのではなかろうかと思つております。

広げて考えたらどうかという御示唆がございました。私どもは從来の一体的な運用の範囲にはかなり厳格な運用をいたしておりまして、これは終閉山ということでやつてまいりましたために、非能率炭鉱の再発防止という観点から非常に厳格に運用してまいりましたが、最近ある程度競争条件が国内炭についても回復してきたという事情を踏まえまして、これをもう少し緩和してはどうかといふことを第七次策でも指摘を受けておるわけでございまして、現存炭鉱と同一または隣接する市町村に存在する消滅区域のみではなくて、それよりも少し離れても、一体的に開発することが合理的である場合にはむしろ、コストも上昇するわけではございませんし、現存炭鉱の企業の体質改善にも役立つという、いわゆる現存炭鉱の維持に役立つという観点から、これは同一あるいは隣接の市町村に限らず、同一炭田内で一体的に開発する方が、もちろん追加投資も要らないわけでございましょうから、そういうものは彈力的にしていくべきということも考えておるわけでございます。

三番目に、これをもう少し意欲的にやっていくと、こういうことでございましたが、從来からも私どもその消滅区域についての周辺ボーリングをやります予算を用意いたしまして、炭鉱周辺資源開発調査の補助金を交付いたしてやつてまいつておるわけでございますので、この点につきましては、私どもその予算の確保と同時に、その効率的な運用という点につきましては、御趣旨を踏まえまして鋭意努力をしてまいりますつもりでおります。

○対馬孝旦君　その点ひとつ、ほかの機会にまた具体的な問題をさらに提起して本質的にこの問題はやらないと、どこの、国でも基本調査、周辺鉱区あるいは新鉱というものは表裏一体でいかないと、これから二千万トン体制を維持することにはならない。それから、現状炭鉱を拡大することはならない。何も僕は大幅にふやせと言つておるのじゃないんだ。現状の山をしつかり閉山させないで守っていくためには、そのことがやはり中

期的な見方として、これは絶対最低限の必要なことであると、このことを言つておきます。

そこで、時間もありませんから北炭問題にひとつ入させていただきますが大臣が就任をされた直後に、御案内の、私も十二月十八日参議院決算委員会で、時間がなくてあそこで質問いたしました。あのとき大臣は、会社更生法を出した後の記者会見もいたしておりますが、基本的に北炭再建者

をすることが多いのではないかと、この基本方針を堅持しながら、これから会社更生開始の段階で、もちろん裁判所所轄でありますけれども、政府としても、北炭社を中心にこれからも十分政府の最大限の制度資金運用等も含めて、再建のため全力を挙げたいと、こういうお答えを私は二月十八日の決算委員会でいただいております。この方針には変わりありませんか。

○國務大臣（安倍晋太郎君）　いま北辰の再建問題につきましては、御承知のように会社更生法に基づくところの申請が裁判所に出されて、裁判所の判断にゆだねられておると、こういうことであります。

ますが、私は終始一貫申し上げておりますように、ああした大災害が起つたわけでござりますけれど、これからは石炭政策を進めていく上においても、何とか山の再建というものはできなか、こういうことでこれまで努力をしてきたわけではありますし、今後とも政府としての努力を重ねて、そういう道が見出せるように、ひとつや二つや三つまでまいりたいというふうに思つておるわけでございますが、現在は何といましても裁判所でいろいろと審理が進められておりまして、最大の問題は管財人選任が焦眉の急ということになつておるわけですがございまして、りっぱな管財人を一日も早く得る、そうして今後の方途をその管財人のものと見ていくことが非常に大事な課題であると、こういうふうに認識しております。

○対馬孝且君 再建をする基本方針は変わっていないということで、管財人をいま選ぶ段階に入っているということは私もお聞きしました。

て、商工会議所から大臣の方へ来たと。商工会議所としてはなかなかむずかしいということと、大臣からそれを受けて、最終的には石炭協会の有吉会長のところに管財人の推薦方をお願いしたと、こういう経過をたどっているわけですね、私もお会いしましたからそのとおりだと思いますが。

そこで問題は、この管財人を選ぶ基本的な態度について、これはもちろん裁判所が選ぶことになりますが、通産省が選ぶ基本姿勢について、私はどなたが管財人にならうとも、まず政府の、通産省の協力を得る、それから石炭協会の協力を得なければならぬ。同時にメーンバンクの三井銀行の協力を得る、また札幌商工会議所を中心にして推薦の依頼があつたわけですが、当然北海道の地域、道並びに経済の協力を得られると、この基本がなければなかなか管財人というのはどうなたが管財人やるにしても私は、その基本が、しっかりと協力していくまよと、これがやはり管財人選びの原点ではないかと、こう思います。したがつて、その枠組みといいますか、枠組みといいうのは、私の言いたいのは、やはり石炭協会もしくは通産のOBあるいは北海道の地方経済、これはもちろん複数になるか単数になるか別にしまして、そういう枠組みの中で、いまの段階では石炭協会の会長に推薦方をお願いしたということです。から、そういう意味では協会長の判断にゆだねるわけであります。が、ある程度そういうものの背景、先ほど、前段に申し上げましたそういう背景がないれば、なかなかこれはやはり管財人といふことは早期に成立は困難ではないか、こう思いますが、この点大臣の、そういうものの考え方について、ひとつお伺いしたいと、こう思うのですが。
○國務大臣 安倍晋太郎君 管財人の選定が難航しておる、こういうことでわれわれも心配をしておったわけでござりますが、御承知のように、先般裁判所から北海道の商工会議所に管財人の選任について正式な依頼があつたわけでございます。そこで、商工会議所の今井会頭ほか幹部の方が早

遠私のところへ見えまして、地元としても何とか北炭問題については協力したいと思つておるけれど、非常によくむずかしい問題も抱えておつて、いろいろ北海道の中で候補者を当たつてみたけれど、なかなかいい人を得ない。そこで何とか政府の方で考えてもらえないだろうかと、こういうお詫がございました。私から、やはり北海道の経済界が北炭の問題に対しても積極的に協力をするといつてあきらめるということは、何か北海道の経済界が北炭を見放したというふうにとられても非常にこれは残念なことではないか、ですから、もう一度私から一度重ねてやはり努力をしていただきたいといふことで、第一回の会談は、いわばもう一度私にお願いをして裁判所の意に沿つた選定を怠いでいただきますように、重ねてお願いをしたわけであります。今弁頭の方も努力してみますということで帰られてまたさらにやられたようになりますが、なかなかやはり人を得ないということで、再度度私のところにお見えになりまして、非常にやつてみたけれど、もう管財人の候補を得ることがでございません、こういうことでございましたから、それでは裁判所のせつかくの要請でもあるから、北海道の商工会議所が推薦をするということは、これだけれど、やはりこの困難な問題を打開していくには、石炭協会の協力を得るしか道はないんじやないかと、こういうふうに判断をいたしまして有志の石炭産業全體の問題とということを認識していたら、もうこの段階になれば石炭協会でひとつ推薦していくなど以外道はない。北炭問題とはいえ石炭産業全體の問題とということを認識していたら、もうこの段階になれば石炭協会でひとつ推薦していくなど以外道はない。

吉会長も、非常にむずかしい問題であるというところで頭を抱えておられましたが、そこまでくれば自分としても、それじゃ石炭産業全体のひとつ問題としてとらえて、私の方から推薦をするようになつせんをしてみましょう、努力しますと、こういうことを確約をして帰られました。私は、早くひとつしていただきたいということをお願いをいたしたわけですが、しかし賃財人をお願いをするとしても、なかなかやはり無条件でただ引き受けるということはいまの情勢から見ても困難であろうと思う。そういう点については、いろいろとこれから通産省とも綿密に連絡をとりながら、適当な賃財人を得るようやつてみますといふことでございましたので、今後は有吉会長、例によつて日下人選が進められておると思いますが、私、一日も早く候補者が選任されることを心から念願しております。候補者が決まり次第、商工会議所の方に連絡をしまして、商工会議所から正式に裁判所の方に回答すると、こういうことになつておるわけであります。

やうのですよ。ぼくが心配しているのは、そういう労働者が引きとまらなくなってしまったら、再建したくてもできなくなつちやう。そういう、人心が非常に動搖しているさながですから、いま大臣もお答えになつたけれども、一日も早くひとつ有吉会長にということですから、それはそのとおり結構なんですが、私はもう一步突っ込んで、なぜこういうことを言うかといつたら、そういう人を中心を早く安定させることがいま一番急務だと。私のところへも大体夜電話が来たり、手紙も見せますけれども、手紙が来るようになつたということは、それだけいかに騒ぎが怒張しているかといふことですよ。どうせだめなものだつたら見切りをつけなきゃならぬとか、そういうことがこれはもう本当に来ているわけだ。猛烈に来ているんですよ。だからそういうことがあるだけに、しかもこの七百二十億の一番債権者というのは政府である。それから政策的にも政府がやはり先頭に立つべきだ。同時に、三井銀行というメーンバンクの銀行がありますけれども、政府は最大の債権者ですからね、どう言つたってこれは。だからそこに基本的な姿勢を置かれて、いま動いているということですからあれですけれども、一時は通産〇Bということもちょっと流れただんだ、はつきり言つて。安倍通産大臣と岡田副議長との間でも通産〇Bという線が出た。ところが、その〇Bがどうかへ消えちやつた。今度は石炭協会有吉会長にいたつたということは、もう〇Bが体をかわして逃げたんじゃないのかと、通産官僚がそれに反対して大臣もついに通産〇Bを断念したのかと、こういう懸念さえ持つくらいのことが向こうで出ているわけです。そこへ、有吉会長のところへいったところのは、やはり石炭協会というベースで、協会のラインでもつてそこのがしほられたのかと。こういう動きなどが盛んに右往左往するものだから、右へ寄り左に寄り、情報が乱れ飛んでいるのですから、私はその点心配するわけですが、遲くとも私はもうあと、三月いっぱいといつたつてきょう二十三日ですから八日足らずしかないのですが

すけれども、一刻も早くというか、三月をひとつめどにいかないと、どうも心配しているのは、そういうことは、さつきもないということですからならないと思うんだけれども、遺体が上がった段階では会社も逃げるし政府も逃げるんだと、こういう情報がある限り、やっぱり管財人を早く決断をさせる。それには私も条件つくと思いますよ、大臣言つたとおり。それに私は国鉄再建じゃないけれども、これは三方一両損でいく以外ないと、私はつくり申し上げますよ、これは、政府も犠牲を払う、労働組合ももちろん協力はしなければならぬ。それからかつての北炭社、三井觀光の萩原吉太郎会長、私ももう三回、前後会つた。きょう時間がないからこれは言わないのだけれども、私は大蔵省や、あつちからこっちから全部資料持つてますよ。これは三井觀光の利權証明ですよ、企部。ホテルから不動産、利權全部持っています。これは正確に言うと六百八十六億ある。確かに三百億の担保は入っている。六百八十六億の物件があつて、今日ただいまの時点で倒産したとしたつて三百八十六億というものはあるんだよ、これはつきり言つたら。子供たつてわかることだ。裁判所からやら何かの、全部取つた書類がござりますよ、ここに。きょうは時間がなくなつちゃつたから申し上げないのでだけれども。こういう問題もあるので、やはりこういうパターンを考えると、私はいつも言うのだけれども、そういう原則に立つとするならば、これは通産省がつて大臣以下責任を持ってかぶらなきやだめですよ、僕に言わせれば。もちろんかぶつて努力は払われているけれども、その点の姿勢に立つとするならば、この段階で石炭協会と、こう言つた限りは、それじゃ協会の方の有能な、かつて経営マンだつたと、あるいは技術マンだつたと、銀行に信用を得られる、あるいは政府もいま協力すると、こう言つたんだから、そういうパターンから考えたら、もはや通産OBというパターンから石炭協会の実力者があるから、経営体験者ということに変わつたのかと、ここへ約をしほられたのかと、このぐらいのことをや

つぱり——大臣、何をどうこう私、言つてゐるの
じゃないんですよ。そういう核心のところへもう一
来てた。そういう意味では、今月末を自途に一つ
の答えが出ると、こういうふうに最善の努力を、
もちろんあなただけが努力して私ら知りませんと
言つてゐるんぢやないのだから、私も三井鉱山のかつて会
員ですから、それは阿具根先輩もここにおります
けれども、阿具根先輩を含めて努力してもらいま
すけれども、私もやりますけれども、しかしそ
の姿勢が政府に出でこないと、もちろん出ましたか
らあれですけれども、やっぱり三月末をめどにあ
らゆる決断をさせる、この姿勢をまずとつてもら
いたいということをお伺いしたいと思うのです
が、いかがでしようか。

ら、問題は管財人が選ばれるということが最大の焦点である、こういうふうに思っております。

○対馬孝旦君 そういうことで大臣も積極的にやることに努力をするということですから。ただ、そこで問題は、この管財人を選ぶに一刻も早く出すと、こう言うのだけれども、運ぶような環境づくりをしなきゃ私は出ないと思いますよ。環境づくりとは一休何だと言えど、これはまあ石炭部長にひとつお伺いするのだが、大臣もお答えでもらっていいけれども、問題はこの可採炭量の埋蔵量の計算が食い違っていると、こういうわけだ。何回も計画を持つてくるけれど通産省は突き返し、また通産省を持つてくる。こちらあたりが非常に誤解を招くというよりも、これまた不安の一つになってしまっているんだ、現地では。ところが、通産省も責任ある指導をやはりすべきだと思うんだ、僕はね、はっきり言って。この計画はダメならだめで、何回も突き返すんじゃなくて、これは最低限度ですよというものを出さなきゃならぬ。時間がありませんからポイントを言いますよ。炭量計算で残炭量が七十七万一千トン、これは北炭の一応の計画でなっている。それから平安八尺は五百六十七万トン、それと北第五の展開を今後どうするかということを入れない限り私は政府負担金は成り立たないと思う、やはりこの基本は。これが一つです。ところが、これは全部協会のペースでいけば、いや五十万トンそこそことか、通産省も五十万トンそこそことだという。それから平安については四百五十五万そこそこという。北三は災害の起きた現場ですから、もちろんこれは災害原因を究明しなければなりませんけれども、そこらあたりが、接点がまず一点どこが違ってるんだと、こういう環境づくりをひとつやってやる必要があると思うんだよ、僕は。どうも聞いてみると、手練手管にただこう突き返し、また持つてくると突き返しというふうなことをやったのじや、そんなもの成り立つわけないでしよう。私が管財人だってこれは簡単にオーケーとは言いはしない。それが一つだ、私の言いたいのは。それと

資金計画の問題にしても、平八についても、まあ全体これからの中建更生開始の場合には二十億程度の金はどうしても必要だと。つまり制度資金はもちろん、政府の資金も考えてます。ただ、私が言いたいのは、私はすいぶんこれ三回萩原さんと会ってここで言えないことを言っているのだ。

か、これははつきり言って、部長。大事なのはこなんだよ。こういう環境づくりをやって初めて初めて管財人が早期に選定されると、こう思うので、うらはらの関係だと私は思うんだ、この問題は、私も実際動いているからわかるのだけれどね、その点はもう一步やはり踏み込んでもらいたいと思う

か、これははつきり言つて、部長。大事なのはこ
となんだよ。こういう環境づくりをやって初めて
管財人が早期に選定されると、こう思うので、う
らはらの関係だと私は思うんだ、この問題は。私
も実際動いているからわかるのだけれどね、その
点はもう一步やはり踏み込んでもらいたいと思
うのですよ。どうですか、この点は。

○政府委員(福川伸次君) 私ども、先ほど大臣が
申しましたように、この更生開始決定、あるいは
さらに管財人の選人、それから更正計画の策定、
これは裁判所の判断にゆだねられておるわけです
が、その前提としてもちろん裁判所が理解をす
る、さらに関係再生再建者等が理解をするといふ
ことが前提として非常に重要でござりますので、
裁判所を初め関係者あるいは私どもも納得あるい
理解、支援し得るような計画にするということが
非常に大事であるということで、私どももいろいろ
助言もし、また石炭協会にあっせんもいたして
おるわけでございます。私どもも会社に対しまし
ては幾つかの問題点、いま平安十尺層の残炭の炭
量の評価、平安八尺層の評価等ございましたが、
私どもとしてはそれなりの問題点は初めてから強く
御指摘を申し上げておりますが、会社側からそれ
に対して、たとえば従来一たん放棄した採掘場所
を再度もう一回掘る、そのときの保安上あるいは
技術上あるいは採算上どうかという点については
御回答がございません。私どもとしても十分検討
をして、いろいろなことが関係者の納得のいくよ
うなものにしなければならないので、私どもも三
三その問題点は御指摘申し上げ会社に検討を求め
ておるわけでございます。

また、いま資金計画のお話がございましたが、
たとえば会社は六十年度までしかこの資金の見通
し、採算の見通しをつくつておりませんが、あれ
を仮に三百五十トンと見るか、四百五十トンと見
か、五百四十トンと見るか、いろいろそれは技術的
な評価の問題、採算の見通し等から評価をしなけ
ればなりませんが、それで全体として見て、それ
を採掘し終わつたときに返済可能な炭鉱になるか

どうかという見通しを立てる事が非常に将来重視でございますので、六十年度以降にわたります採算の見通しもつくるように再三指摘をいたしてございますが、会社の方としてはそれに対してもやつてないというのが現状でございます。私どももちろん相当踏み込んでいろいろやっておるつもりですが、企業自身がどうするかというのがあくまでも根幹でございまして、やはり北炭の企業が労使を含めまして自分のものとしてこの山をどうするかということがあくまでも基本でございます。私どもできるだけの支援はいたしましたが、支援はいたしましたが、経営をいたしましたのはあくまでも労使、企業でございますので、私どもとしてはでるべきだけの支援、協力はいたすつもりでございますけれども、やはり自分の問題として十分取り組んでいただきたい。しかも最初から大臣も申しておりますように、いろいろな環境が、そういうふうに条件を整えられると、政府としても支援をいたしますと、条件が整えば政府としても支援をいたしますといふことを申しておるわけでございまして、問題はそういうふうに条件を整えられるかどうかということでございます。

うということをおっしゃいました。私どももそれは北炭で再建できればそれにこしたことはあります。せんが、もし仮に北炭という企業で無理だということであるならば、別の経営のあり方でも何か山は残してもらいたいという声を地元からも伺い、あるいは衆議院の石炭対策特別委員会でもそういう御意見を私ども承っております。私どもとしても山は何とか残したいと、ぎりぎりの場合にはそれも考えて、できるだけの条件等をつくりたいと思いますが、そういう条件を何とか整えて関係者の理解が得られるように努力をいたしたいと思いますが、また私どもとしてももちろん地元の方たちあるいは企業あるいは労使と十分お話をつもりでございますし、それから石炭業界さらにはまた北海道の地域経済、それから銀行等にも話をして、その環境醸成に努力するつもりでございますが、もちろん企業関係者にもひとつぜひそういうういう他人依存的ではなくて、自力更正と申しましようか、自助努力と申しましようか、そういう積極的な発想になってこの再建に取り組んでもらう。その企業のそういった取り組みこそ私どもとしてはこの再建の一番の根幹ではないかと。条件さえ整えば支援はいたしますということを大臣も冒頭申しております。その条件醸成には私どもも引き続き努力をしてまいりますので、その点はひとつせひ先生も御理解を賜りたいと思います。

けないじゃないですか。更生開始の中に九十億の負債をしょわして立ててみたって、これはまた資金の運配をやるかあるいは大量の首でも切らない限りできつこないよ、こんなやり方。それが一つ。

もう一つは、生産計画です。やはり炭量計画が狂つたら、私も炭坑マンだから言うわけじゃないけれども、これは何年で炭量が採掘が完了するのか、何年でペイになるのかという問題でしょう、答えは。そこらあたりが一体きちっと整理しておかないと僕はだめと思うんだな。だから、第一のコース、第二のコースとかそんなことを言う、まあそれも大事かもしれないが私は、いま一番大事なことは、労務債の九十億は旧会社に責任を負わせるなら負わせる。あくまでも更生開始の段階では、更生開始の新たな体制でいくならないといふ、これも一つの考え方。私は、はつきり申し上げますよ。それから、そうではなくて、その一定の労務債なら労務債は旧会社に三分の一持たせます、まあ額は別にして。政府も制度資金を最大限運用しましょうと。いいですか。それから、銀行にも最大限の協力を仰ぎましようという現状のパターンの中で、一応のそういう区画整理をする。僕は衆議院のやつも読ましてもらつたけれども、何だかどうもそこらあたりがポイントわからないんだ、はつきり申し上げて。労務債の九十億はどうやって処理するか、どういう更生開始に乗せていくかという、これは私が管財人なら条件つけますよ。つけるというのはそこだと思うんだ。労務債九十億は政府も一端の責任をどういう形でいくべき手を打つのか。それから、銀行はその段階でどう手を打つのか。こういうものが組み合わさって、初めて私は一つの更生開始という段階に乗れることができるし、管財人もそういう条件が克服されるなら私も引き受けましょうと、こうなると思うんですよ、私に言わせれば。私は、そうい

うものだと思うんだ、実際私自身も動いているからわかるんだけれども。大臣もその点は一致すると思うんですよ。

そういうことについて、もちろん裁判所がやることであるけれども、そういう問題の環境整理を通産省の段階で果たしてやつた方が管財人を選ぶことの早道ではないかと、こういうことを私は言つているわけです。何もしかつてゐるんじゃないんだよ。そういうことを、どうしたら早くそういう環境整理ができるか、お互いに、それじゃ国会の先生方こうやってくださいとか、労働組合こうしてくださいとか、協会さんはこうしてもらおうじゃないかと、こういうことがあつたつていいと思うんですよ。私は、何もあなた方だけ怒つていいだけでは成立しませんよ。その点どうなんですか、はつきり言って。

○政府委員(福川伸次君) 先生の御指摘の問題、再建をいたします場合には、これはどうしてともちろん制度融資等を最大限に活用はいたしますが、さらには、再建のための資金ということをまたさつき先生もおっしゃいましたように、メンバーナンク等々から持つてくる、こういうことも必要になつてまいります。おっしゃるるように、そういった条件をつくることが非常に大事なわけではありませんが、いまはどういう方向でいくかと要になつてまいります。おっしゃるようになりますと、私も申し上げただけでございまして、これが会社が今までは十分研究しております。また、その際ある程度方向性が出てまいりましたときには、これはもう受ける場合には十分考へると想いますし、私ども関係者が一体となつてやらなければ道は開けないわけでございますから、その点はまたいろいろ十分その段階で御相談させていただき、また、御指導にあずかりたいと思います。

○対馬孝且君 そこで、大臣ね、私はこういう提案をしたんですけどね。いま私ここで幾つか出しました。たとえば生産計画に対する最終的な炭量計算あるいは生産計画の達成、これは一つのものですがね。それと資金計画、それから労務債の返済計画、どういう労務債処理をしていくのか、その上に立つて経営主体がどうなるのか、これは整理ちやうと、この四つになるんですよ。私はこれは大臣に提案したいんだが、一回そういう問題について関係者と、これは超党派でやるべきものだと思うんです、原則的に。だから、一応政策段階が一つ、あるいは銀行段階のレベルが一つ。それからざつぱらんに申し上げますけれども、いま債権者の主体になつてゐる北海道経済というのが一つありますけれども、そういう関係者に、いつもおっしゃった問題というのは、御指摘の点がこれでいいから意見を一回全部出し合つてもらつて、大臣のところでひとつそういう計画がどこでどうすればどうなるかというのを策定してもらひ

つしゃつたような問題が出てまいるわけでございますので、石炭協会等も、そこは引き受けに当たりましてどういうことならできそうかというこ

とを十分検討いたしておるところでございます。私どもとしてもいま御指摘になられた問題といふことであるけれども、そういう問題の環境整理を

この先生方こうやってくださいとか、労働組合こう

してくださいとか、協会さんはこうしてもらおう

じやないかと、こういうことがあつたつていいと

ませんよ。ただ伸びましよう、お願ひしますよと

いうだけでは成立しませんよ。その点どうなんですか、はつきり言って。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 管財人の人選につきましては、先ほどから申し上げましたように、石炭協会会長に一任をしておりますから、これ

は私どもがとやかく言う段階ではないと思いま

す。責任をもつて選ぶ、こういうことで推薦をす

るということをありますから、全く信頼をしてお

頼いをしておる、こちらからとやかく言うことは

できないと思いますが、管財人を選ばれるに當た

ります。責任をもつて選ぶ、こういうことで推薦をす

るということをありますから、全く信頼をしてお

頼いをしておる、こちらからとやかく言うことは

できません。責任をもつて選ぶ、こういうことで推薦をす

るということをありますから、全く信頼をしてお

頼いをしておる、こちらからとやかく言うことは

もらいたいということが一つ。

それから管財人確定の段階ではいま言つた問題が整理されなければならないわけですから、もちろん条件もつくと思いますけれども、そういう点ではやはり政府が積極的なひとつ行政指導上の役割りを果たしてもらおう、こういう二つを確認しておきたいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) もちろん私が政府を代表して管財人の人選を石炭協会にお願いしているわけですから、それだけの私どもは責任があるわけでございまして、そういう責任を自覚しながら管財人が生まれた時におきましては政府としてもできる限りの協力をしたい、そういうふうに考えます。

○対馬孝且君 いま責任ある立場で措置をするという大臣の力強い最後の結びがありましたから、それでひとつ一刻も早く管財人の早期決定を実現していただいて、更生開始の実施段階にござつてもらつて、一刻も早く山の不安が解消することが先決ですから、このことを特に申し上げておきたいと思います。これは大臣の御所見がありましたから答弁は結構です。

それで一つだけ、ちょっと緊急に通産省に關係ある問題にしばつて実は申し上げたいのであります。国土省来ていますね。——それから開発庁も来ていましたね。——これはもうすでに災害内容は知っていますけれども、いま私のところに入っているのはこれは大変なことであつて、震度六の烈震があつてとまつたというのは、これは不思議なぐらいだといふくらいに言われていますけれども、いまや一番困つているのは何かと言つたら、私も後援会も現地にありますけれども、商店街が軒並み店の陳列棚は壊れちゃう、とにかく商店のものは全部がたがになつてしまつてあるといふことで、それから店は他に移らなければならぬ、移る店はないということで大変だということ

になつておりまして、時間もありませんからくどく申し上げません。

これは虹田災害のときに、私も災害特別委員会ではやはり政府が積極的なひとつ行政指導上の役割りを果たしてもらおう、こういう二つを確認しておきたいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) もちろん私が政府を代表して管財人の人選を石炭協会にお願いしているわけですから、それだけの私どもは責任があるわけでございまして、そういう責任を自覚しながら管財人が生まれた時におきましては政府としてもできる限りの協力をしたい、そういうふうに考えます。

○対馬孝且君 いま責任ある立場で措置をするという大臣の力強い最後の結びがありましたから、それでひとつ一刻も早く管財人の早期決定を実現していただいて、更生開始の実施段階にござつてもらつて、一刻も早く山の不安が解消することが先決ですから、このことを特に申し上げておきたいと思います。これは大臣の御所見がありましたから答弁は結構です。

それで一つだけ、ちょっと緊急に通産省に關係ある問題にしばつて実は申し上げたいのであります。国土省来ていますね。——それから開発庁も来ていましたね。——これはもうすでに災害内容は知っていますけれども、いま私のところに入っているのはこれは大変なことであつて、震度六の烈震があつてとまつたというのは、これは不思議なぐらいだといふくらいに言われていますけれども、いまや一番困つているのは何かと言つたら、私も後援会も現地にありますけれども、商店街が軒並み店の陳列棚は壊れちゃう、とにかく商店のものは全部がたがになつてしまつてあるといふことで、それから店は他に移らなければならぬ、移る店はないということで大変だということ

になつておりまして、時間もありませんからくどく申し上げません。

これは虹田災害のときに、私も災害特別委員会ではやはり政府が積極的なひとつ行政指導上の役割りを果たしてもらおう、こういう二つを確認しておきたいと思います。

○対馬孝且君 これは通産省に一つだけ申し上げてひとつしてもらいたい。もちろん激甚災害法とか災害救助法を適用せいいとは私は言いませんけれども、当面対策としての、先ほど言った通産省の場合は中小企業金融特別対策をぜひ行政指導でタイアップをしてもらいたい、このことを申し上げますが、この点に関してのひとつお答えをいたさきたい、こう思ひます。

私は、虹田災害のときも大変直接指導を願つた有珠山の場合のときもそうでありましたが、なかなか政府系の中小企業金融公庫あるいは商工中金あるいは国民金融公庫と、なかなか該当が非常に問題があるということですいぶん漏らされたケースもあるわけですよ。災害の場合は私はよく待つたなしという言葉を使うのだけれども、これだけはひとつ待つたなしに届け出があった場合は、それに、むしろ届け出なくとも積極的に行政指導をして手だてをしてやると、こういう措置をぜひ講じてもらいたい。虹田の教訓としてひとつ申し上げておきたいと一つです。

それから開発庁の方は、何といつても道路が陸の孤島みたいにいまなつてしまつてあるわけですからね、まあ監理官御存じのとおりでありますね。——これはもうすでに災害内容は知っていますけれども、いま私のところに入っているのはこれは大変なことであつて、震度六の烈震があつてとまつたというのは、これは不思議なぐらいだといふくらいに言われていますけれども、いまや一番困つているのは何かと言つたら、私も後援会も現地にありますけれども、商店街が軒並み店の陳列棚は壊れちゃう、とにかく商店のものは全部がたがになつてしまつてあるといふことで、それから店は他に移らなければならぬ、移る店はないということで大変だということ

になつておりまして、時間もありませんからくどく申し上げません。

これは虹田災害のときに、私も災害特別委員会ではやはり政府が積極的なひとつ行政指導上の役割りを果たしてもらおう、こういう二つを確認しておきたいと思います。

○政府委員(勝谷保君) 現在、先生御指摘の点につきましては札幌通産局を通じまして、特に私ども中小企業の被害状況につきまして鋭意調査中でございます。

○政府委員(勝谷保君) 現在、先生御指摘の点につきましては札幌通産局を通じまして、特に私ども中小企業の被害状況につきまして鋭意調査中でございます。

○政府委員(勝谷保君) 現在検討中のものといしましては、先生ただいま御指摘いただきました政府系中小企業金融機関によります災害復旧貸し付け、この発動を考えておりますけれども、いま私のところに入っているのはこれは大変なことであつて、震度六の烈震があつてとまつたというのは、これは不思議な

○馬場富君 この点は経企庁長官はどのようにお考えでしようか。

○国務大臣(河本敏夫君) 私もいま通産大臣がお述べになつたとおりだと思います。非常に厳しい状態だと考へておりますが、これからはいろんなやはり工夫が必要でなかろうか。しかも積極的な工夫が必要でなかろうかと、こういう感じがいたします。

○馬場富君 内需の低迷のためにやはり業種、規模、地域による各種の跛行性も顕現化しておるわけでございますが、不況のやはり影響は、特に素材産業と中小企業に集中的に私はあらわれておるのではないかと、こういうよう見ゆるわけです。政府は三月十六日の閣議で公共事業の前倒しを決められたわけでございますが、四月には総合景気浮揚策を打ち出す方針をいまお話していらっしゃるわけでございますが、通産大臣は来月の総合対策の中で中小企業対策、特にまた構造不況業種に対する対策を、どのような施策を織り込む考え方か、一つは骨子的なことでも結構ですから御説明願いたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま経済全体が少し沈みがちになつておる、こういう状況でございますが、特にいま指摘のように、大企業の中においては素材産業の非常な不況、それから大企業と中小企業間の格差が広がりつつある。あるいはまた地元においては北海道とかあるいは東北、四国、九州という地域がほかの地域に比べて落ち込んでいる、こういう非常に跛行性が強いわけでございまして、そうした問題に対してもできるだけの対策を進めていかなければならぬ。特に素材産業につきましては、いま産業構造審議会におきましては、基本的にはやはり内需が出てく

るといふと具体的に検討をしていただけておりまして、この検討の結果を踏まえてこれが対策を進めることは当然でございますし、また中小企業のための公共事業の前倒し等を始め積極的にやらなければならぬわけであります、中小企業対策と

しては、そういう中でたとえば金利の問題等につきまして、もう一步これが対策を進めることができるように思ひます。その点が一つの違いだと思います。日本の経済の動向であつたわけですが、やはりここあたりまで來るとそういう今までの企業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしていくということも中小企業対策としては重要なことではないだろうか、こういうふうに考えております。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮をいたしておりますし、予算措置も講じておりますから、こうした制度、予算等をフルに回転をする、あるいはまた工夫をこらすということにして積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こういうふうに思つております。

○馬場富君 そこで、いま通産大臣も、先ほど経

業庁長官もお述べになりましたが、やはり政府がいままで行う不況対策というのはもう一定の一つ

は絞り切り型で、型になつておるわけですね。たと

えばいまおっしゃつたような公共事業の前倒しだ

とか、これもやはり第一次オイルショック以降か

らすつと不況対策としてみんなとられた一つの型

でもあるし、方法なんですね。それからまた金利の引き下げとか、こういう傾向が一つはペ

ターンになって不況対策がずっとと行われてきておるわけですから、いまお話を内容等もやはり

ございまして、そうした問題に対してもできるだけの対策を進めていかなければならぬ。特に素材産業

につきましては、いま産業構造審議会におきまし

ていろいろと具体的に検討をしていただけておりまして、この検討の結果を踏まえてこれが対策を

進めることは当然でございますし、また中小企業

につきましては、基本的にはやはり内需が出てく

るといふことが大事なことでございますが、そのための公共事業の前倒し等を始め積極的にやらなければならぬわけであります、中小企業対策と

もこれを許してきたというような状況下の一つは日本の経済の動向であつたわけですが、やはりここあたりまで來るとそういう今までの柔軟的な考え方では対外環境というものは許さなくなつてきている、そういうような問題等もあわせまして、かなり今度の不況というものはいままで型が変わった方向に出ておるんではな

いかということを私たちは非常に心配しますし、

またこれからの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

から、こうした制度、予算等をフルに回転をす

る、あるいはまた工夫をこらすということにして

積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こう

いうふうに思つております。

○馬場富君 ここで、いま従来の型とはかなり変

わってきたと経企庁長官も言つておりますが、通

産大臣、やはりそういう中にあっても大企業関係

の売上上げの伸びやあるいは非常に業況も悪いと

いうことが言われておりますけれども、その中で

も大企業の方が着実に収入も確保しております

し、依然として高水準の設備投資も展開されてお

るわけですが、これと対照的に中小企業

は生産も販売も設備投資もやはり沈み込んでお

るといふ傾向が数字の上でもはつきりとあらわれて

きておるわけです。こういう点で、中小企業の不

況風が強く吹き荒れておるという状況と、先ほど

経企庁長官も言つた非常に今までにならないよ

うな環境の中で今回の不況を迎えておる。そ

うしたけれども、またある程度の貿易摩擦は起

こりましたけれども、またある程度の貿易摩擦は起

こりましたけれども、今回のようないひどい状態ではな

い。つまり世界に購買力がまだ相当あつた、こう

いうことだと思います。しかし、現在は日本の状

態は決して楽觀は許しませんが、その樂觀を許さ

ない日本経済の状態が外國に比べて比較的よろ

しいと、こういうことでありますから、いかに歐

米諸国の状態が悪いかということがわかると思

うですが、それだけ世界に購買力が激減をしてお

る、世界不況は深刻である。したがつて最近にな

りまして貿易がどんどん落ち込んでおる、こうい

う状態だと思います。その点が一つの違いだと思います。

それから第二点は、前の場合と違いまして今回

は消費不況、住宅不況とも言われております。つ

まり可処分所得が伸びない、実質所得が伸びない

わけでありますから、物を買うにも買えない、家

を建てるにも建てにくい。ところが住宅と消費は

中小企業と表裏一体、密接な関係がありますか

ら、中小企業の状態は非常に悪い。つまり可処分

所得が伸びないということから来る内需の不振、

この点が前回とや違うのはなからうか、こう

いう感じがいたします。したがいまして、そ

ういふふうに思うわけでございます。公共

事業の前倒しの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

から、こうした制度、予算等をフルに回転をす

る、あるいはまた工夫をこらすということにして

積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こう

いうふうに思つております。

○馬場富君 ここで、いま従来の型とはかなり変

わってきたと経企庁長官も言つておりますが、通

産大臣、やはりそういう中にあっても大企業関係

の売上上げの伸びやあるいは非常に業況も悪いと

いうことが言われておりますけれども、その中で

も大企業の方が着実に収入も確保しております

し、依然として高水準の設備投資も展開されてお

るわけですが、これと対照的に中小企業

は生産も販売も設備投資もやはり沈み込んでお

るといふ傾向が数字の上でもはつきりとあらわれて

きておるわけです。この点が前回とや違うのはなからうか、こう

いう感じがいたします。したがいまして、そ

ういふふうに思うわけでございます。公共

事業の前倒しの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

から、こうした制度、予算等をフルに回転をす

る、あるいはまた工夫をこらすということにして

積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こう

いうふうに思つております。

○馬場富君 ここで、いま従来の型とはかなり変

わってきたと経企庁長官も言つておりますが、通

産大臣、やはりそういう中にあっても大企業関係

の売上上げの伸びやあるいは非常に業況も悪いと

いうことが言われておりますけれども、その中で

も大企業の方が着実に収入も確保しております

し、依然として高水準の設備投資も展開されてお

るわけですが、これと対照的に中小企業

は生産も販売も設備投資もやはり沈み込んでお

るといふ傾向が数字の上でもはつきりとあらわれて

きておるわけです。この点が前回とや違うのはなからうか、こう

いう感じがいたします。したがいまして、そ

ういふふうに思うわけでございます。公共

事業の前倒しの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

から、こうした制度、予算等をフルに回転をす

る、あるいはまた工夫をこらすということにして

積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こう

いうふうに思つております。

○馬場富君 ここで、いま従来の型とはかなり変

わってきたと経企庁長官も言つておりますが、通

産大臣、やはりそういう中にあっても大企業関係

の売上上げの伸びやあるいは非常に業況も悪いと

いうことが言われておりますけれども、その中で

も大企業の方が着実に収入も確保しております

し、依然として高水準の設備投資も展開されてお

るわけですが、これと対照的に中小企業

は生産も販売も設備投資もやはり沈み込んでお

るといふ傾向が数字の上でもはつきりとあらわれて

きておるわけです。この点が前回とや違うのはなからうか、こう

いう感じがいたします。したがいまして、そ

ういふふうに思うわけでございます。公共

事業の前倒しの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

から、こうした制度、予算等をフルに回転をす

る、あるいはまた工夫をこらすということにして

積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こう

いうふうに思つております。

○馬場富君 ここで、いま従来の型とはかなり変

わってきたと経企庁長官も言つておりますが、通

産大臣、やはりそういう中にあっても大企業関係

の売上上げの伸びやあるいは非常に業況も悪いと

いうことが言われておりますけれども、その中で

も大企業の方が着実に収入も確保しております

し、依然として高水準の設備投資も展開されてお

るわけですが、これと対照的に中小企業

は生産も販売も設備投資もやはり沈み込んでお

るといふ傾向が数字の上でもはつきりとあらわれて

きておるわけです。この点が前回とや違うのはなからうか、こう

いう感じがいたします。したがいまして、そ

ういふふうに思うわけでございます。公共

事業の前倒しの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

から、こうした制度、予算等をフルに回転をす

る、あるいはまた工夫をこらすということにして

積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こう

いうふうに思つております。

○馬場富君 ここで、いま従来の型とはかなり変

わってきたと経企庁長官も言つておりますが、通

産大臣、やはりそういう中にあっても大企業関係

の売上上げの伸びやあるいは非常に業況も悪いと

いうことが言われておりますけれども、その中で

も大企業の方が着実に収入も確保しております

し、依然として高水準の設備投資も展開されてお

るわけですが、これと対照的に中小企業

は生産も販売も設備投資もやはり沈み込んでお

るといふ傾向が数字の上でもはつきりとあらわれて

きておるわけです。この点が前回とや違うのはなからうか、こう

いう感じがいたします。したがいまして、そ

ういふふうに思うわけでございます。公共

事業の前倒しの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

から、こうした制度、予算等をフルに回転をす

る、あるいはまた工夫をこらすということにして

積極的なひとつ体制を進めまいりたい、こう

いうふうに思つております。

○馬場富君 ここで、いま従来の型とはかなり変

わってきたと経企庁長官も言つておりますが、通

産大臣、やはりそういう中にあっても大企業関係

の売上上げの伸びやあるいは非常に業況も悪いと

いうことが言われておりますけれども、その中で

も大企業の方が着実に収入も確保しております

し、依然として高水準の設備投資も展開されてお

るわけですが、これと対照的に中小企業

は生産も販売も設備投資もやはり沈み込んでお

るといふ傾向が数字の上でもはつきりとあらわれて

きておるわけです。この点が前回とや違うのはなからうか、こう

いう感じがいたします。したがいまして、そ

ういふふうに思うわけでございます。公共

事業の前倒しの中では、特に官公需の中の中小企

業向けの官公需をやはり積極的に前倒しをしてい

くといふことも中小企業対策としては重要なこと

ではないだろうか、こういうふうに考えておりま

す。現在も中小企業に対してもいろいろと配慮を

いたしておりますし、予算措置も講じております

小企業の倒産も、五十六年の倒産は史上三番目と言われるほど非常に高いわけでございます。そういう状況から、このまま推移をすれば、中小企業でござりますので、何としてもこれに対する対策を今後とも積極的に進めていかなければなりません。ということはわれわれも強い決意を持っておるわけでございます。

まず全体的に国の景気を安定させるため、先ほどからある申し上げましたような景気対策を積極的に進めて内需の振興を図っていくということが大事でございますが、中小企業に対しては、今年度五十七年度予算にも中小企業振興のための諸対策、それに伴うところの予算措置を盛り込んでおりますので、こうした予算措置を具体的に積極的に実行していくことが必要でございます。しかし、中小企業向けの金利もこれまでいわば特別な配慮をしてきております。長期金利、長期プライムに比べますと、中小企業金融公庫とかあるいは国民金融公庫等は〇・三%低い水準に抑えているわけでございますが、こうした配慮は今後とも積極的に持続をしていかなければならない。

特に長期プライム等なかなか金融をめぐる情勢は必ずしもいいとは言えないわけでございますが、もし好転をすれば、長期プライムレートでも下げ

ことができるというふうな状況になれば、さらに中小企業向けに対しては配慮をしていかなければならぬのではないか、こういうふうにも考

るわけでございますし、あるいは先ほど申し上げましたような中小企業向けの官公需を確保するとい

うことも五十七年度予算におけるこれから対策の重点でありますし、さらに下請取引の適正化を推進していくということ、あるいは倒産防止対策、現在の制度を積極的に活用してこれを展開し

ていくといふことも非常に大切なことであろう、

こういうふうに考えますが、いろいろと今後とも中小企業の振興については工夫をこらしましてこ

れが対策を進めまいりたい、こういうふうに思つております。

○馬場富君 いまの説明の中で、金利対策を中心とした場合見えてやると通産大臣おっしゃつていて、これが報道等で私の聞いた範囲ですが、公定歩合の引き下げとは別にして、やはり中小企業向け金利対策というのを特に政府系三機関等を通じて考えておるというようなことが報せられておりますけれども、この点はどうでしようか。

○國務大臣(安倍晋太郎君)

現在すでに中小企業

向けの金利については特別な配慮をいたしておる

わけであります、これはこれまでの金利体系の

中ではいわば異例の措置とも言うべき措置を講じ

ておるわけで、先ほど申し上げましたような長期

プライムレートの中でも国民金融公庫とか中小企

業金融公庫は八・六が八・三%というふうに低い水

準で中小企業金融の円滑化を図ってきておるわけ

でございますが、今後こうした金融情勢が好転を

する、さらに好転をしていくことになれば、中小企業向けに対しても何らかのまた配慮と

いうものが加えられないものかどうか、これはい

ますぐここで右から左へやれるという情勢にはな

いわけでございます。しかし、景気対策というこ

ともを考え、あるいはまた金融情勢も好転するとい

うふうな見通しがつけば、何かやはり考えていか

なければならぬ課題ではないか、こういうふう

に実は私は思つておるわけでございますが、これ

から今の課題の一つとして検討を進めてまいりたい

と思っております。

○馬場富君 次に、これは経企庁長官にお尋ねい

たしますが、午前中もちょっと出ておりました

が、三月十八日の日本商工会議所の総会において

の永野日商會頭の発言の中に、現下の財政事情と

アメリカの高金利政策の中で一般的な景気刺激策

を期待するのは困難であり、景気対策よりも行政

改革も成功させる、景気回復も進めていく、これ

はもう十分並行してやれる課題だと思います。ど

ちらか一方に偏ってはうまくいかないのではないか

か、こういう感じがいたしますので、その趣旨の

ことを全国から集まつておられる方々に説明をい

ます。一方がうまくいつても一方がうまくいかな

い、こういうことにはならないと思います。行政

改革も成功させる、景気回復も進めていく、これ

はもう十分並行してやれる課題だと思います。ど

ちらか一方に偏ってはうまくいかないのではないか

か、こういう感じがいたしますので、その趣旨の

ことを全国から集まつておられる方々に説明をい

ます。一方がうまくいつても一方がうまくいかな

い、こういう感じがいたしますので、その趣旨の

ことを全国から集まつておられる方々に説明をい

ます。一方がうまくいつても一方がうまくいかな

は乗ってしまって、これに完全に錦木内閣というのに行つてしまつた。だから船はとんでもないところに行つてしまつたというのが実は実際の状況でないか。これらあたりから一つは財界の行革優先論といわゆる政府の言う景氣対策に対する食い違いというのが出てきたんではないか。これらあたりは必ずや私はいざれかぶつかつてくる問題だと思う。この辺に対しても政府がよっぽどこの問題に對してもそういう謙虚な立場になり、また行革の出発点に返つて今までのような状況の行政改革でなくて真にやはり国民が納得できるような行政改革の取り組みがなければこれは国民全般の反対を招いてくるんではないか、こういう点で私は長官の言われる行政改革と鬱陶もあるいは財政再建もこれは並行するものだということはわかるわけですがれども、これらあたり政府が本当に行政改革を財界や国民がみんな言つておるようなそういう小さな政府であり、せい肉を本当に落とし切れる行政改革ができるかどうかというところに一つは焦点があるんじゃないのか。ひとつ長官の御意見をお伺いしたいと思います。

そういうことをいまおっしゃっているわけでござりますが、やはりそれならばそういう行革といふのは必ず景気対策を行わなくとも、その行革でかなりの財源が出て、これによつて本当に経済の、結局景気等についても影響なく推進ができる、そういうものがこの六月や夏に出てくるという長官は自信がおありでござりますか。

○國務大臣（河本敏夫君） これまでの臨調の作業

答申が出る、このように聞かされておりますので、それを期待しておるわけであります。ただ、政府の方では昨年までは行財政改革ということを言っておりましたが、先般も私は行管長官に確かめたのであります、行政改革と財政再建というものはおのずから別個の問題である、こういうお話をございました。つまり行政改革をやれば、当然財政上非常に大きな効果のあるものもあるうかと思います。しかし、行政改革をやったから即財政再建ができる、こういうものではないと、行政改革は本来の目的を持つた事業である、財政再建とは別個の課題である、結果的にはある程度の効果はあるかもわからぬが、即それが財政再建に一〇〇%つながるものではない、こういう解説がございまして、私どもも最近そのように認識をしておるところでございます。

りと明治以来のひずみを直していくものである。これはやっぱりしっかりと、がっしりとやらなきやならぬ。それといま当面しておる赤字減らしや財政再建の問題については、緊急を要する問題等については、これは別個の考え方でがっかりと取り組んでいただかなければ私は国民からも誤解を招くし、財界からの意見等も出てきたことも、そらあたりから一つは長官との対立の意見になつてきたんではないか、私は現場でいろんな方々に会つて意見を聞いておるとそう思うわけです。だから、そういう点について、ひとつこの実践に当たつて長官間違いのないようなかじを取つていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(河本敏夫君) 先ほども申し上げましたように、第一回の臨調の答申が、五十七年度の予算編成に際してどういう点を節約したらよろしいか、こういうことが内容になつておったものですから、つまり五十七年度予算編成に関連しての参考意見と、こういうような中身になつたものですから、若干、ずっとそのまま誤解が尾を引いておるのかもしません。しかし、確かに御指摘のとおりでございまして、本来の行革というものは財政再建とはおのずから別個のものである、こう思いますし、政府の方もようやくそらあたりを整理して考えるようになった、こういうことでござります。

○馬場富君 次に、貿易摩擦の背景について二、三お尋ねいたします。

最近、歐米との貿易摩擦が激化しておりますけれども、従来は個別製品ごとの摩擦でございましたが、最近は貿易全体の摩擦と変わってきております。政府は、このような貿易摩擦発生の背景をどのように考えてお見えになりますか、最初に通産大臣からお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 貿易摩擦が直接に起つてきているその原因としては、日本とアメリカ、日本とECとの間で貿易のインバランスが五十六年度に急速に拡大をした、アメリカなんかは百億ドル前後であったのが百六十億ドルとか百八

十億ドルとかそういう状況になつてしまひましたし、ECなんかに対しても百億ドル以上と、こういう状況になつてきておる、そういう中で米国あるいはECの経済が思わしくなく、失業が増大の一途をたどつておる、こういうふうな状況、さらにはまたそつした貿易インバランスの増大の中で日本の市場開放に対する努力が足らない、いわゆる日本の市場が閉鎖的であると、こういう考え方でアメリカやあるいはECの諸国はありまして、そうしたインバランスの拡大と日本の市場の閉鎖性という考え方方が大きないら立ちとなつてこの貿易摩擦を生んでおる。しかしこれは日本とアメリカあるいは日本とECの間だけじゃなくてアメリカとECの間でもインバランス等であるいは市場の開放をめぐつての問題があることも事実でございまが、その基本的な背景というのは、やはりアメリカやECの経済の情勢が悪いということにこの貿易摩擦がさらに拍車をかけておる、こういうことは言えるのではないか、私はそういうふうに考えておるわけでございます。

しかし、日本が閉鎖的であるということ也非常にアメリカ、EC等は主張しておるわけですが、私たちから見ましても日本だけが閉鎖的であるといふわけではなくて、アメリカ、EC等にも相当なやつぱり閉鎖的な問題があるということもこれ

○國務大臣（河本敏夫君） 私もいま通産大臣がお
ます。
○馬場富君 その点、やはり貿易摩擦の発生の背
景について経企庁長官からもお伺いしたいと思
ふうに考えております。
○馬場富君 そこで、ECの市場なんかも日本に対してもい
る批判を加えながら、しかしECの市場そのも
のが日本に対して日本以上に閉鎖的じゃないか、こ
ういうことも言える面があるのではないか、こ
ういうふうに考えておるわけでございますが、基
本的には、やはり世界経済が悪い、そうしてそ
う中で日本経済が比較的恵まれておるというこ
とが大きな根本原因じゃないだろうか、こういう
ふうに考えております。

述べになつたことと同意見でございますが、二、三追加して申し上げますと、現時点の貿易摩擦をずっと見ておりますと非常に神経質な議論が行われております、それから非常に行き過ぎた議論が行われております、こういう感じがします。なぜ神経質で行き過ぎた議論が行われておるかということでありますが、それはやはり各国が非常に不景気で購買力が激減をしておる、そこへ日本が商品が出ていった場合に、景気がよければ問題にならぬようなことがいま問題にされておる、こうしたことでなかろうかと思うんです。でありますから、やはりこの問題を根本的に解決するのには、世界経済全体の再活性化、世界景気がよくなるといふことがどうしても必要だ、こういう感じがいたします。

それではアメリカの言い分等を全部

仮にのんだけ場合にいまの問題は解決するかといふことあります、私はなかなか解決しないと、こう思ひます。本当に解決させるのにはやはり幾つかの条件の整備が必要かと思います。

まず第一番に、きょうも円が二百四十五円と、

ことしになりましてから最低の水準になつておりますが、まあいろいろ背景はあるうと思ひんで

す。しかし、その一番大きな背景はアメリカの高

金利にあるわけでありまして、そのためには昨年の

初めと比べますと現在は円は二割以上円安になつております。したがつてアメリカの商品は二割以

上高くなつておる、こういうことであります。そ

こで、少々関税を下げましても一方でこの円安の

ために二割もあるいは二割以上もアメリカの商品

が高くなるといふことであれば、関税の引き下げ

はどこかへ吹き飛んじゃつて余り効果がない、こ

ういうことになります。まあ貿易が成立するためには非常にいい品物が安く手に入る、こういうこ

とが前提条件であります、品物はよくても非常

に高い、こういう場合にはなかなか貿易は成立し

にくい。しかも一方、買主が購入力が非常に

強いということでありますと多少の条件は悪くて

も貿易商談は成立するかもわかりませんが、買い

手の方も非常に力が弱くて購買力がない。一方、売るのは物の値段が非常に高くなつてしまつておる、それで非常に行き過ぎた議論が行われております、こういう感じがします。そこで私はどうしてやらなければならぬと、こう思つておるんです。これは私はよほど真剣に考えなればいかぬと、こう思います。と申しますのは、言いわけばかりしておりますとやはりそのうちにあるいは保護貿易的な動きが表面化するかもわからぬ、これはもうもつともだと思ひんです。

戦後、世界の経済がここまで回復をいたしましたこと、あるいは日本の経済がここまで発展したことの背景には自由貿易という原則があつたから

あります、そのためにはひびが入ると

いふことでありますから、まあ私どもは、言いわ

けばかりしないで、やるべきことはきちんとやら

なきやならない、しかも急いでやる必要がある、

私はこのように考えておりますが、しかし、この

ことと問題が解決するかどうかということとはお

のずから別問題である、やはり問題解決のために

は幾つかのことを並行してやらなければならぬ、

こういう感じがいたします。

○馬場富君 経企庁長官、ありがとうございます

次に通産大臣、アメリカの議会では相互主義法案が提出されたり、あるいは保護貿易主義に急傾

斜しておる、こういう傾向に流れおるわけでござ

ります。これはやはり二けたインフレとか、失

業者の増大、今年の秋には選挙もある、そういう

内容が非常に後向きな保護主義的な内容を持つて

います。これは自由貿易の体制からいきますと好

ましい状況ではないわけであります。特に法案の

内容が非常に後向きな保護主義的な内容を持つて

おるだけに、私はせつかく今日まで築き上げてき

た日米間の友好関係、特に自由貿易体制の根幹に

ひびが入るんじゃないかということを恐れており

ます、このままの状況で行けば相互主義法案が

通る可能性があるんじゃないかと、私は見方も

いたしておるわけでござります。

そこで、いろいろと日米間の貿易小委員会等で

論争も行われ、さらに日本としてもいま市場開放

についてこれまで努力しましたし、今後とも努力をしていくという姿勢を明確に打ち出しておる

わけでござりますが、大事なことは、やはり日本

はいまのところはなかなか容易ならざるものがあ

り、そしてアメリカに對して言うべきことはきちっと

言わなきやならぬ、それは、やはり非常にインバ

ランスが拡大をしているという原因は何といつて

思つておるんです。これは私はよほど真剣に考えな

ればいかぬと、こう思います。と申しますのは、

は、言いわけばかりしておりますとやはりそのう

ちにあるいは保護貿易的な動きが表面化するかも

わからぬ、これはもうもつともだと思ひんです。

同時に、また、日本に対するアメリカからの製

品輸出が非常に進まないという背景には、アメリ

カ自体の私は輸出努力にもやはり問題がある。日

本が外国に対する輸出努力をするのと比べて、ア

メリカの人々に会つて話をしておりますが、イン

フレは多少おさまりつつあるわけでござりますが

失業者は増大を続けておる、そういう中で中間選

挙も十一月には控えておる、そしてアメリカの

市場には日本の商品が溢れておる、こういうこと

からアメリカ経済、今までにない国民的ないら

立ちは出でておつて、それが結局日本に対する一つ

の何といいますか批判ということになつてあらわ

れておる。もちろんインバランスが拡大をしてい

るということも大きな原因になつておるわけです

が、アメリカの人々に会つて話をしておりますが、

アメリカ人が言るのは、結局インバランスに

も問題はあるけれども、もつとアメリカの製品を

輸入してもらわなきやならぬと思うけれども、問

題はやはり日本のやり方がアンフェアである、公

正でない、アメリカはこれだけ市場を開放しなが

ら日本はまだまだ市場が閉鎖的であると、こうい

うことを非常に強く主張するわけであります。そ

ういうことが一つの感情の高まりとなつて、ます

く議会の中にあってこの相互主義といふものが言頭

してきて、そうして法案が続々と提出をされる

日本がいま閉鎖的な状況を続けておればそれに対

応したアメリカとしても制限措置をとらざるを得

ない、日本が壁をつくれば同じ壁をつくるんだ

と、こういう趣旨の法律を出しておるわけでござ

ります。これは自由貿易の体制からいきますと好

ましい状況ではないわけであります。特に法案の

内容が非常に後向きな保護主義的な内容を持つて

おるだけに、私はせつかく今日まで築き上げてき

た日米間の友好関係、特に自由貿易体制の根幹に

ひびが入るんじゃないかと、いうことを恐れており

ます、このままの状況で行けば相互主義法案が

通る可能性があるんじゃないかと、私は見方も

いたしておるわけでござります。

そこで、いろいろと日米間の貿易小委員会等で

論争も行われ、さらに日本としてもいま市場開放

についてこれまで努力しましたし、今後とも努力を

していくという姿勢を明確に打ち出しておる

わけでござりますが、大事なことは、やはり日本

はいまのところはなかなか容易ならざるものがあ

り、そしてアメリカに對して言うべきことはきちっと

言わなきやならぬ、それは、やはり非常にインバ

ランスが拡大をしているという原因は何といつて

思つておるんです。これは私はよほど真剣に考えな

ればいかぬと、こう思います。と申しますのは、

は、言いわけばかりしておりますとやはりそのう

ちにあるいは保護貿易的な動きが表面化するかも

わからぬ、これはもうもつともだと思ひんです。

同時に、また、日本に対するアメリカからの製

品輸出が非常に進まないという背景には、アメリ

カ自体の私は輸出努力にもやはり問題がある。日

本が外國に対する輸出努力をするのと比べて、ア

メリカやあるいはE.C.においてもそうですが、

出努力が足らない。日本は非常に、一億以上のこ

れだけ巨大な市場を持つておるわけですから、ア

メリカが努力をすればもつと製品輸出が拡大でき

る道があるわけであります。すでにアメリカの企

業でも成功している例は幾つもあるわけであります

から、もうもつとやはりこういう輸出の努力はすべ

きじゃないかといふことをわれわれが強調しなき

やならぬわけであります、同時にまた日本とし

ても、これまでに關稅の削減もやってまいりました

したし、あるいは輸入手続の改善等も行つてきました

わけでござりますが、さらに今後アメリカの指摘

するそのアメリカの指摘する中には必ずしん事実

やならないわけであります、同時にまた日本とし

ても、これまでも關稅の削減もやってまいりました

したし、あるいは輸入手続の改善等も行つてきました

わけでござりますが、すでに今後アメリカの指摘

するそのアメリカの指摘する中には必ずしん事実

やならないわけであります、同時にまた日本とし

ても、これまでも關稅の削減もやってまいりました

したし、あるいは輸入手續の改善等も行つてきました

わけでござりますが、すでに今後アメリカの指摘

するそのアメリカの指摘する中には必ずしん事実

やならないわけであります、同時にまた日本とし

ても、

る。櫻内外務大臣もいま訪米をされまして、アメリカの大統領を初め、アメリカの経済界、議会の幹部の皆さんと精力的に会っておられるわけでございますが、アメリカ政府、アメリカの議会あるいは経済界、口をそろえて言つているのは、少なくともサミット前には何らかの日本のさらなる数歩前進した市場開放対策を確立すべきであるということを主張しておるわけでございます。これをどういうふうに日本が対処していくかといふことがこれららの最大の課題になつてくると、こういふうに判断しております。

○馬場富君 いま言つべきことははつきり言つて対応していくといつてみえましたけれども、私が見ておつても、アメリカ側にもいさか感情的になつておるというくらいもずいぶんあるわけ

でございますが、やはりこの際政府は日米間の懸案事項をもう一度総点検して、できることとできないことを明確にして、さらに短期的にできる

ことと終局的に対応するものと分けて、やはり市場開放のスケジュールをはつきりと内外に示して

対処すべきことが一つはあるんではないか。また必要なのはわが国の市場開放に対する一貫した姿勢といつておればならぬ、こらがやはりしつかりしてアメリカあたりの対応もできてくるではないかと、こういうふうに私たちは考へるわけですが、その点どうでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 全くおっしゃるとおりであります。私は全面的に同感でございま

す。やはりこの際日本として対外経済政策、市場開放についての基本的な姿勢といつておればつき

り世界に打ち出していくべきやならぬ。そういう中でどうしても日本としてできない問題もある

と思います。これらもやはりはつきり明らかにしておかないと、このままざるといふと大変危険な状態になつてくるんじ

原材料の輸入というものについて、これが制約を受けるということを言えるわけでござります。さらに円安というものが貿易、輸出に対して非常に大きなドライブをかけておるということは大きな要因であろうと思いまですが、基本的には内需を振興していく、そして円が安定していくということが貿易の改善という面については大きな私は必要な要素ではないかと、こういうふうに判断をしておるわけです。

常な合理化によって、低賃金そしてまた労働密度の強化という中で、かつまた下請企業が非常にたたかれるという異常なコストダウン、これで輸出競争力をつけていたということ、そのために日本の勤労国民が購買力が非常に低下している、また内需の低迷とそれがつながっているということ。ですから逆に言うと、資金を引き上げていくことと、減税、福祉を充実していくこと、生活基盤を整備する、公共投資をふやす、こういうことがいざ必要になつているという認識では一致できます。

○國務大臣（安倍晋太郎君） 確かに個人消費が停滞をしてゐる。その背景としては、可処分所得がやはり落ち込んでおるということも中小企業が低迷をしておる大きな要因でありますし、また国民経済全体に活力が失われるということにもなるわけでござりますから、したがつてやはり個人消費の拡大を図つていかなければならぬことは、これは大きな政策の課題であろうと思うわけでございますが、そのためには政府としてもこれからでござるだけの努力をしていかなきやならぬわけでございますが、しかし政府もいま財政再建という大使命を遂行するための努力を重ねておるわけでございます。そうした財政再建を進める中において、財源的にすつかり手足を縛られておる、こうしたことから、今日の事態はいろいろと積極的にやらなければならぬのだけれども、手足を縛られてもなかなか十分なこともできない、こういうのが今日の偽らない実情であろうと思いますが、われ

われは、ただしかしそういうふうに手足を縛られておるからといって手をつかねておるというわけにもいかないわけですから、そういう中で、たとえば公共事業の前倒しであるとか、あるいは住宅の推進であるとか、あるいはまた、場合によっては金融政策の機動的な運営であるとか、そういうものを行なながら、内需の振興、国民生活、国民经济の安定というものを図つていかなければならぬ、こういうふうに私は考えるわけです。

○市川正一君 私はこの問題は、もういわば国民間的なコンセンサスはできていると思うのです。政府がその気になつて、本氣でやるかどうかといふことだと思うのであります。でないと、せつかりのこの所信表明も結局は口先だけのことになつてしまふというのを、私はあえて指摘したいと思うんです。

もう一点点お伺いしたいのですが、日米貿易の特

徴は、日本からは鉄鋼、自動車あるいは電気、こういう大企業の製品を輸出する、アメリカからは農産物などを入れてくるという形なんであります。が、その結果、日本は食糧の自給率が四〇%台を割り込もうということになっています。今回の残存輸入限制品目の撤廃という要求は、日本の農業の将来を考え、ぎりぎりのところが残つていい、これもなくしてしまえというのである。ガットの主張にも反するものだと考えますが、通産大臣としても先ほど市場開放の努力云々とおっしゃったのですが、真の国益の立場からしてこういう要求に対して断固拒否する立場で臨まれるべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君)　自由貿易を守つていかなければならぬ。市場開放をさらに進めていかなければなりません。市場開放を進めるためにはやはりある程度の犠牲も覚悟しなきゃならぬわけでございますが、これはやはり自由貿易体制といふものが日本を支えてきてる、こういう基本的な考え方のもとに、自由貿易を守つていくという大原則のもとで、ある程度の私は日本としての責任といいますか、犠牲があつたとしても、これを耐

えていかなきやならない、そういう事態に追い込

い
ま
す。

はり日本の立場というものがあるわけでありますから、ぎりぎりの限界というのがあるわけであります。アメリカは、たとえば残存制限品目について、二十七品目あります。農産物が二十二品目、そして通産関係が五品目あるわけでございますが、それぞれ皆これまで何百とありましたものを、われわれは自由貿易を守る、市場開放を進めようという中で、この制限品目を撤廃して、今日の状況にまでなってきておるわけであります。E.C等に比べると、むしろ日本の残存制限品目は少ないともいえるような状況であるわけでございまます。相当これはぎりぎりに詰めたところでござりますから、今日の段階でアメリカが全部開放しろと言つたって、とうていこれはいまの日本の国内企業は、わが国経済の活力の源泉であり、発展の基盤であります。中小企業の健全な発展なくして、わが国経済の眞の発展はありません。」と、こうおっしゃっています。まさにそのとおりなんですが、しかし今日深刻な消費不況の中で、中小企業の倒産は毎月一千件をはるかに超えて五百件を突破した時期も御承知のようにあります。こうした中で政府の調査によつても各種の小売業の間で転売業が非常に進むという、これまでにない事態が起つております。こうした事態の一つの大きな原因になつてゐるのが大手スーパーによる横暴な出店ラッシュがあるということは、これは大方の認めるところであります。安倍通産大臣も、さらにつきの所信の中で、これは十三ページでありますから、「大型店の出店をめぐる紛争が

の態勢、情勢から見まして不可能であるということははつきりいたしておるわけでございますが、そういう中で、それでは何ができるか、何をやらなければならぬかということは、これはまあ政府としてもやはり検討をしなきやならない、自由貿易を守るためにぎりぎりそれでは何ができるかということについて、私は検討を進めなきやならない。これはいま政府の五項目の決定の一としで、残存制限品目についてはレビューをしていくが、これは今後の問題であります。十分日米闘争話し合いをしていかなきやならない問題であります。そして、日米間で、アメリカに対しても、われわれとしては十分理解も求め、また、説得もしない課題でございますから、そういうことも踏まえていかなきやならない問題もこの中にはずいぶん含まれておると思います。そして何かやるとしても、それに對する国内態勢を整備しなければなりません。この問題でござりますから、そういうことも踏まえながら、全体的に判断をしていくようになるんじゃないいか、こういうふうに私は思うわけです。

○市川正一君 この問題は、私櫻内外務大臣が帰国され、さらに集中的な議論の中で深めたいと思

各地で発生している状況にかんがみ、当面、大型店に係る届け出、調整についての抑制的運用を行います」こう述べております。

そこで、この大型店規制については、私は系統的に本委員会で質問もし、要求もいたしてまいりました。これに対して通産省も検討を約束されました。これと申しますので、この際安倍通産大臣が就任せられた上に立って認識を新たにしていただくという意味も含めて、大店懇報告以降の新しい方針についてお伺いしたいのであります。

昨年の十一月、本委員会で、私は各地で起つております、いわゆる紛争を解決するためには現行の大店法を許可制に改正する以外にないということを明らかにし、大店懇での検討を求めました。通産省も検討を約されたのでありますけれども、一月二十九日のこの報告では、許可制については引き続き検討するということになつていまます。この許可制についてどんな議論がされたのか、まず明らかにしていただきたい。

○政府委員(植田守昭君) 大型店の問題につきましては、許可制にすべきであるという議論も前から出ておりますことは私ども承知しております。

す。今回の大店懇いわゆる大型店問題懇談会でございますが、ここにおきましてこの許可制につきましては議論は行われたわけでございますが、結論は出せずともございまして、今回の検討からは結論は出ず、持ち越されたわけでございますが、その間におきます議論といたしましては、やはり国民経済の活力と申しますか、自由なる競争による活力の保持という観点からこの許可制はいかがあろうかといたふうな議論がひとつ、いろいろと出された経緯がございます。あるいはまた許可制にいたしました場合に、それではどういう許可基準にするのか。御承知のように、許可というのは、考え方をいたしましては禁止を解くという考え方になるわけでございますが、実際問題といたしましてすべきでござりますが、非常に困難であるとするならば、許可制の場合にもやはり許可基準というふうなことは問題になるわけでございます。

そういうふうなことからいろいろ議論があつたのでござりますが、今回といたしましては、いざれにいたしましても現在の商業環境の厳しさというものは十分踏まえまして、現行法の運用の強化ということと、しかしその効果といたしましては非常に強い効果が出るような、そういった方策を検討いたしまして、先般答申をしていただきましては、相当思い切った強化の方向で結論が出されたというのが一応の経緯でございます。

○市川正一君 許可制の問題そのことについては私いまあえて言いませんが、与党自民党内部も含めてこれは強い意見が出ているということはもう御承知のとおりですから、具体的に中身で伺いたいのですが、報告は届け出に対する抑制指導を第一種と第二種に区分していないにもかかわらず、今度の通達は第一種についてしか書かれておりません。これは第二種大型店に対する調整権限が知識にあるということからのお考えなのか。また、権限が知事にあるとはいえたが、大型店について抑制指導の対象外にするという意味ではないと思

○政府委員(植田守昭君) ただいま御指摘がございましたように、法律的には第二種は知事の権限になつております。第二種の小売店舗につきましては千五百平米というところで御承知のように分かれているわけでございますが、その店舗の大きさ等からいたしまして第一種とはおのずからまた性格が異なるということともございます。そういうふうなこともございまして、また地元の中小企業者によるものが多いというふうなこと等々を考えまして、第一種と同様に扱うことは必ずしも適当ではないというふうに考えたわけでございますが、二種につきましては、ただ都道府県におきますしてその各地域の実情に応じて所要の措置を講じていただこう、指導をしていただこうということです。で各都道府県知事に要請を行つたわけでございます。

○市川正一君 ところが、二種についてこの通達の第三五号は、「規模も小さく地元中小企業によるものも多いので」というふうになつております。また性格が違うといまおっしゃった。ところが、そういう側面だけではなしに、最近は大手スーパーの經營する二種店舗もあれば、またそのダミーもふえてきているのですね。また、大手スーパー企業が最近経営戦略を変えて比較的小型の店舗による網の目の店舗展開になつてきているという状況のもとでは、地元の中小企業によるものが多いう理由で手を緩めることになると、結局大手スーパー企業の戦略に手をかす結果になるとと言わざるを得ぬのであります。したがつて面積だけでなしに資本と企業の単位で規制していく、そういう方式の併用など特別の対策が今日必要になつてきているのじゃないかと思ひますが、いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) ただいま申されました後の方の部分は、いわゆる店舗主義から企業主義にくべきではないかという御指摘かと思いますが、その企業主義につきましても、先ほどの許可

制の問題と同様、今回は明確な形でのいわゆる法律を改正する云々ということまで含みました結論は持ち越しになつたわけでございます。

私どもいたしましては、今回のこの措置の中で、いわゆる大手、特定の大手の大型小売業者につきましては個別に指導するという方策も一部加えまして個々にヒヤリングをしながら指導をしていくという方法をとっております。こういった特定の大手の企業につきましては、多くの場合第一種の店舗展開がほとんどでございますが、しかし第二種というのもあり得るわけでございまして、それらも含めましてヒヤリングをいたしまして適切な指導をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

○市川正一君 さらに伺いますが、報告では特定の大手大型小売業者については個別に指導することになっています。そこで伺いますが三つあるのですが、一つは、特定業者を決める基準は何なのか。二つは、抑制指導の基準あるいは抑制されるのは面積なのか出店件数なのか、そのやり方はどうなのか。三つ、その結果、つまり指導前と指導後の状況というものは公表されるのかどうか。この三つについてお伺いいたします。

○政府委員(植田守昭君) 特定の大きな企業につきましては、私ども今回は個別にヒヤリングをして指導するという方式をとっているわけでございまが、いわゆるその基準につきましては私どもいたしましては売上高一千億程度というところで一応の基準をとりまして、それ以上の大きなかころにつきましては個別に状況を把握するという方式をとつております。ただ、一千億以上といいますと二十社を超えるわけでございますが、その中でもおのずから店舗展開という点から見ますと年間相当の数を出すところとそうでないところとございまして、今回は主としてこの店舗の展開に伴う問題の対策でございますので、おおむね十社程度はそういう意味では店舗を年間に相当数出しますというところがございますので、そういったところにつきましては特によくヒヤリングいたしま

して、そうして中小企業に余りにも著しい影響がある。だから、面積で考えるのか件数で考えるのかということです。御承知のように商業の問題というのは地域なりそれから一つ一つの問題がすべて個性があると申しますか、さまざまなおもてなし面積を第一義的には考えていこう、こういう考え方をとっています。

それから、公表するのかどうかという御質問でござりますが、これは私どもは個々の企業からヒヤリングいたしまして、その個々の企業のこれからの出店の状況を見ましてそれが余りにも行き過ぎにならないよう指導していくという方式をとつておりますし、個々の企業にどれだけを認めるとか認めないとそういうふうな枠の付とすることは考えておりません。あるいはまた、個別の企業にどれだけを認めるというふうなことを公表するとか、そういうことは考えておりません。

○市川正一君 もう一つ伺いますが、報告では、「大型店の出店が相当水準に達していると認められる地域」あるいは「小規模市町村」というのが述べられています。この基準を決める考え方と、基準そのものはだれが決めるのか、またその基準そのものや該当する地域や市町村名は公表されるのかどうか、これについて伺います。

○政府委員(植田守昭君) いわゆる相当水準に達している地域とかあるいは小規模市町村とかいうことにつきましては、まずだれが決めるかということです。法律によりまして都道府県知事に対しても届け出るわけでございますが、あらかじめ都道府県知

事、窓口に相談に来ましたときには通産局の方に連絡していただきまして、そこで私どもは通産局长がその案件ごとに地元の市町村長等とも相談しながら決めていくという方式をとる考え方でございます。

それから、その考え方でございますが、相当水準出しているかどうかというふうなことにつきましては、なかなか一義的なあるいは数値による一義的な決定はむずかしいというのが実情でございます。私どもいたしましては、小売商の人口当たりの面積でございますとかあるいは逆に申しまして大型店の面積当たりの人口でございますとか、そういうような数値も参考にしながら、そのほか当該市町村の過去における出店の状況あるいはその市町村における店舗の性格、さらにはまた、人口の増加状況がどうであるか等々、そういうたことを勘察いたしまして決めていきたいというふうに考えております。

それから公表の有無についてのお尋ねでございますが、実はそういうものにつきましては、たとえば数字を公表したらどうかというふうな御意見もあることは承知しておりますし、また私どもいろいろそれは関係者の間で議論もしたところでございますが、当面、数字を公表するという方式はとつておりません。それは、いわゆる全国の北から南までの各市町村におきますこういった小売商の問題でございますので、なかなか一律の数字を示すということは、かえってその数字がひとり歩きいたしまして大変な誤解と混乱を招くという意見が相当強くございまして、私どもいたしましてはそれも確かにそういう点があることも承知いたしますので、当面はいわゆる数字でこれ以上はいいとかあるいはこれ以下はいけないととかといふものは示さずに、いま申しましたように窓口へ出てきた段階をとらえましていろいろな観点から地元の市町村長と相談しながら決めていくこうと、こういう方式をとっているわけでございます。

○市川正一君 どうも不得要領な、恣意的なといいますか、基準にならない基準。結局はつきりし

たことは、御答弁によれば特定大手大型小売業者の基準も、また指導の結果も公表なさらない、また相当水準地域とか小規模市町村の基準も公表されない。どうなりますとですね、通産省と大手大型小売業者が、先ほど来ヒヤリングとおしゃいましたけれども、言うならば談合と。あえて言うならば、そういうヒヤリングをなさつて結局客観的に見るとスーパー側に有利な指導を行いういう危険性があると言われても仕方がないという仕掛けになつていてるよう私は受け取るのですが、いかがですか。

○政府委員(植田守昭君) 今回のこの措置においては、届け出のあった案件につきまして商調協でいろいろと審議されるというこのスキームは変わりはございません。いわゆる届け出の段階で、従来でございますと一応届け出は自由と申しますが、私どもが個別に行政指導するというふうなことはもちろん全然皆無ではございませんが、基本的には自由に届け出ができるわけでございます。その結果と申しますと、あるいは面的かもしませんが、よく御批判がござりますように、一つの市町村に四社も五社も一遍に届け出を行う、それが非常な紛争の種になつたことは御承知のとおりでございます。私どももいたしましては、そういうたよなことを再び繰り返さないためには、やはりある程度届け出の段階におきまして指導するということが必要ではないかというふうなことを考えているわけでございます。しかしながら、あくまでも自由経済下におきまして、いわゆる切符を切つて割り当てる式の統制を考えているわけではありませんが、それにしましてもある程度の交通整理をまずやる必要があるだろうとう考えでございまして、のことと自体従来の届け出原則自由という形からすればかなり抑制的に働く効果を有すると私どもは思つておるわけでございます。

ただ、その後におきまして、それでは窓口ですべてが、面積なりその他まですべて決まってしまうならば、商調協などはもう要らないわけでござりますが、そういうことではございません。商調協と申しますのは、やはり各地元におきますいわば地域民主主義としての私は非常にいい制度の面も持つてゐると思うわけでございますが、今回その商調協につきましていろいろと改善をいたしまして、その上で今後も従来どおり審議をしていただくわけでございますが、ただいま何か大手と役所で適宜決めてしまふのではないかという御質問でございましたが、そういうことではございませんで、私どもいたしましては従来のようないか所に何店舗も集中するというふうなことはむしろ前さばきの段階である程度指導していく、その上で今度は各地域各地域で商調協で十分議論をしていただきまして、市町村の長あるいは知事等と地元の方々と相談しながら、従来以上にリーズナルな調整が行われるようにしていく、こういうことでございますので、全体といたしましてますます抑制的に働くことは当然でございますが、同時にまた前さばきの段階で大手に有利に決めてしまうとか、そういう結論が出るわけではございません。

得ぬのです。
さらに、もう一点これと関連して言えば、相当水準地域とかあるいは小規模市町村が公表されない。そうすると、大型店側としては出店を希望する地域に一応出店の手続はする。俗に言えばつばつけるんです。つばつけて、そしてだつと届け出はやつておく。一方、大型店の方は何回か抑制指導を受けている間に大体規制される地域が経験的にわかつてくる。そうすると、逆に言えばそれ以外の地域、すなわち規制対象外の地域に出店の届け出が殺到てくる。私は、今までのいわば選択的商法的な大型店のやり方からすれば、こういう出方は大いにあり得る、と結局抑制指導がふくそうして新たなトラブルの原因にもなりかねない、こう思うのですが、そういう懸念は全然お持ちではございませんか。

○政府委員(植田守昭君) 私ども、そのいわゆる過密な地域といいますか、相当水準のところにつきまして、公表は当面避けるわけでございますが、私どももその辺は十分内規的にはリーズナブルな方法を考え、かつ地元の市町村長と相談しながら指導していくつもりであります。ただいまの御質問でございますと、いずれその相当水準の地域とかそういうふうなものが出来なくなると、方々につばをつけておきまして、それ以外の地域に集中的にラッシュするのではないかというお尋ねかと思いますが、まず私どもといたしましては、少なくとも店舗展開の多い、先ほど申しました大手の企業につきましては、方々につばつけるという意味が必ずしも十分わかりませんが……。

○市川正一君 方々に届け出を出すということです。

○政府委員(植田守昭君) 届け出 자체を私どもは今はチェックしようといいますか、大手につきましては相当程度抑制的にしていただこうというのが先ほど申しましたヒヤリングの目的でござりますから、先ほど申しましたように、従来はどこに届け出を出すの自由だったわけでございますが、今回は特に先ほど申しましたような大手の特

定の企業につきましては届け出の段階でいわゆる前さばき的な指導をするわけですから、自由に方々に出すということとはなかなかできないというふうにしたいと考えているわけでございます。

それからまた、逆に申しますと、いわゆる相当

水準出ている地域以外に出ると、従来どおり出ますと、確かにラッシュします。五十四年度には五百数十件出ましたし、五十五年度にも三百数十件

出たわけでございますが、御指摘のように出るところが狭くなればそこへ同じ数が出ればラッシュするわけでございますが、私どもはそういうこ

とも考慮に入れまして、特に毎年五店とか十店とかあるいは十店以上も出すようなところにつきましては、今回届け出の段階でわかるだけ指導していこうということをやっているわけでございまして、その結果は、論理的に推定できますように、今後は届け出のテンポがかなり減ることになるだ

らうと思いますが、そういうことで、いま申されましたような御懸念のないように、そのためにもまたヒヤリングをしていく、こういうことでございます。

○市川正一君 それじゃ、経過措置について伺いますが、三条届け中のものが現在三百六十六件あります。このうち、出店する場所が相当水準地域あるいは小規模市町村に該当する部分は、報告の立場から申しますと、自歴指導が必要になると見えますが、具体的にはどんな指導をなさるのかお聞かせ願いたい。

○政府委員(植田守昭君) すでに三条の届け出がなされている案件につきましても、今回の趣旨を踏まえて慎重に取り扱うということを考えております。

今回の措置がとられる以前におきました、いわゆる事前商調協の審議が終了している案件につきましても、通産局長が県や市町村と協議いたしまして大店主に詰って取り扱いをしていくと、うなことで、從来以上に慎重に取り扱うよう指導しているところでございます。具体的には、地元の市町村あるいは都道府県等々と通産局長が相

談しながら、実情に応じた処置をしていこう、こういうことで慎重な扱いを指導しているわけでございます。

○市川正一君 重ねて伺いますけれども、そうしますと、三条届け中のものは、そのほとんどが去

年の九月以前のものだと、こう伺っておりますが、そうでございますね。

そうしますと、現行法のたてまえを機械的にもし適用するとなると、三条届け出後おおむね八カ月で五条申請に移行になる。そうしますと、こと

の四月以降、出店抑制指導下において期限切れによる合法的な——括弧づきであります、出店

ラッシュという事態も予想されるわけであります、これを防止するためには私は、いまおっしゃった積極的立場を一步踏み入れて、八カ月にこだわ

らずに、今度の報告の趣旨で十分時間をかけて調整すべきであると思いますが、いかがでしよう。

○政府委員(植田守昭君) すでに三条の届け出がなされている案件といいますのは、ただいま御指摘がございましたように、昨年の九月以前のものが大

部分でございます。

御承知のよう大型店の問題は、三条の届け出がでますと、あるいはその前後にわたりまして地

元で大変長い時間をかけて関係者は御苦労なさつて調整を行なうわけでございます。私どもといだしましてはすでに届け出がなされたものにつきましては、それがどういう地域のものでありますとも、いまからそれを届け出をやめるべきであるとかそ

ういうふうなことは申せないわけでございまして、その点は地元におきましておおむねたとえば一年なり一年以上もかけまして関係者が御苦労な

つきましたは、それなりにいろいろと経緯を尊重するということは必要かと思います。ただ、先ほども申しましたようにわれわれは地元の市町村長

なりあるいは都道府県あるいは商工会議所等々とつきましたは、それなりにいろいろと経緯を尊重するということは必要かと思います。

問題は、通産省は現行大店法制定当時の四十八年七月十一日、衆議院の商工委員会でわが党の野間友一代議士の質問に答えて、当時橋本局長は、周辺小売業者に原告の適格性のあることを言明しております。また、当時の中曾根通産大臣も勧告、変更命令は、行政処分だから行政訴訟の対象になると答弁もなさっておりました。私、ここに会

ッショするのではないかという御質問、必ずしも私御質問の御趣旨がよくわからないのでございま

すが、八ヶ月ということでおおむね私どもの理解とを中途に從来からお願いしている経緯がございまして、あるいはそのことかと思いますが、私どもといたしましては、今回こういう事態がございましたが、八ヶ月ぐらいの間に事前商調協の審議を終えることとを目途に從来からお願いしている経緯がございまして、あるいはそのことかと思いますが、私はやはり案件の事情によりまして時と場合によ

りましては彈力的に扱うということも当然あるわが、その結果北上市の小売業者の方々に大きな負担を強いることになつたし、現行法が周辺小売業者を法的に救済する道もないという欠陥法である

責任があつた、それをやらずに放置していたといふのは、私は責任は重大だと思うのであります

が、その結果北上市の小売業者の方々に大きな負担を強いることになつたし、現行法が周辺小売業者を法的に救済する道もないという欠陥法である

と、いうことが改めて明らかになつたと思うのであります。

この際、私は、先ほど申しました許可制あるいは周辺小売業者の当事者適格を含めたそういう大

法の抜本改正を提案する責任を通産省は持つていらっしゃる、こう思うのであります。

○市川正一君 じゃ、そういうことで弾力的に実

情に即した指導を行政側としてやっていただき、こう確認してよろしくござりますね。

○政府委員(植田守昭君) あくまでもその辺はケース・バイ・ケース、その案件の実情に応じましては、考えていいたい、こういうふうに思つております。

○市川正一君 最後に、大臣にお伺いいたしますけれども、以上のよう経緯を踏まえて、最近、御承知だと思いますが、江鈎子ショッピングセンターについての東京地裁の判決がございました。

これは通産省自身が当事者でありますので、もうよく御存じだろうと思いますから、私は内容は省略いたします。

問題は、通産省は現行大店法制定当時の四十八年七月十一日、衆議院の商工委員会でわが党の野間友一代議士の質問に答えて、当時橋本局長は、周辺小売業者に原告の適格性のあることを言明しております。また、当時の中曾根通産大臣も勧告、変更命令は、行政処分だから行政訴訟の対象になると答弁もなさっておりました。私、ここに会

が意見を申し述べる機会というものを改正によ

けです。通産省は最高裁の判決がそれ以前に出たときを理由にしているのであります。だとなれば、通産省はこれが行政処分であり、当事者適格であるという、いわば国会で明確にしてきた立法の趣旨を守るという立場からも、最高裁の判決が出たその時点で速やかに法改正を提出する責任があつた、それをやらずに放置していたといふのは、私は責任は重大だと思うのであります

が、その結果北上市の小売業者の方々に大きな負担を強いることになつたし、現行法が周辺小売業者を法的に救済する道もないという欠陥法である

と、いうことが改めて明らかになつたと思うのであります。

この際、私は、先ほど申しました許可制あるいは周辺小売業者の当事者適格を含めたそういう大

法の抜本改正を提案する責任を通産省は持つていらっしゃる、こう思うのであります。

○市川正一君 まだ御指摘がございましたように、かつてこの法律が制定されますときに原告適格の問題につきまして若干の議論がございましたが、當時原告適格があるのではないかというふうな答弁もあつた

だけです。たとえば、この江鈎子の問題につきましては、たまたま御指摘がございましたように、かつてこの法律が制定されますときに原告適格の問題につ

きまして若干の議論がございましたが、當時原告適格があるのではないかというふうな答弁もあつた

だけです。たとえば、この江鈎子の問題につきましては、たまたま御指摘がございましたように、かつてこの法律が制定されますときに原告適格の問題につ

きまして若干の議論がございましたが、いま御指摘もございました

ようですが、その後同種の案件につきましての最高裁判例もございまして、私どもは周辺の小売業者がいわゆる裁判に訴える原告適格につきましては最高裁判例等から見ましてなかなかむずかしいの

ではないかというふうな見解をその後つけていた

わけでございます。今回、東京地裁で判決がありまして、その判決の結果もおおむね私どもの理解するところと同じような結果が出たわけでございませんが、これにつきまして今後周辺小売業者の救済をどうするかという問題につきましては、現在の法律、その後の改正もございましたが、市町村長

てさらにつけ加えることもいたしましたし、それからまた、今回私どもが懇談会から答申をいたしましたして実施に移しました対策の中身におきましても、ちょうど江釣子問題で議論になりました、いわゆる広域商調協のあり方ににつきまして今回も新しい工夫をこらしまして、広域商調協の委員の人選の適正化とか、あるいは広域商調協のあり方について今回改善したわけでございます。こういつたことを通じまして十分に今まで以上に地元の意見を吸い上げるということを通じまして、この小売商対大型店の紛争問題を何とか解決の方向に持つていただきたいということを考えているわけでございます。

法律を改正すべきではないかという御意見のようですが、この種の法律におきましてどういう位置づけをするかにつきましては、立法論的にも非常にむずかしい問題もあるように考えられますし、この点につきましては直ちにそういう方向に行くのは相当困難を伴うのではないかと思つておりますが、いずれにしましても、私どもは今回の大型店対策等、一層十分な地元との調整を行ひ得るようにいたしましたし、こういった問題については先般の東京地裁で却下とすることになつたわけであります。それで、こういうふうに考へておきますが、いかにも思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 本件の訴訟につきましては先般の東京地裁で却下とすることになつたわけであります。これは通産省の理解しておりますまいりたい、こういうふうに考へておきます。

そこで、いま説明がありましたように、通産省としては今後大店法の趣旨を踏まえまして一層の調整に万全を期してまいりたい、こういうふうに思つておりますし、解釈を変えるようになつたことは非常に残念でありますけれども、行政事件訴訟法並びにその後の最高裁の判例から見て、これはやむを得ないことである、こういうふうに思つておりますし、今後の対応については判決の内容を検討した上で、先ほど申し上げましたように、法律改正というのは非常に困難な面もあると思ひます。

ますが、慎重に対処してまいりたい、こういうふうに考えております。

○市川正一君 これで終わります。私が從来の国会におけるこの政府見解、また、立法院、行政府の関係から言つて重大な問題をはらんでいるといふことを指摘しておきたいと思います。

懇切な、丁寧な答弁をいたいために時間がもうなくなりましたので、エネルギー石炭の方にはまことに失礼いたしました。これで終わります。

○井上計君 いま貿易摩擦につきましては大きな問題であります。またそのためにはさほど来、各委員からいろいろと質疑が行われております。私も貿易摩擦につきましてお伺いいたしたいと思いますが、対米摩擦、対EC摩擦につきましてはけさほどからもいろいろと質疑の中に出てきておりますけれども、そこで私はお伺いしたいのでありますけれども、対韓国との貿易収支、対中国との貿易収支、対台湾との貿易収支につきましてお伺いしたいと思いますが、韓国との収支、中國との収支、台湾との収支、これらをひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(若杉和夫君) 対韓貿易の収支は日本のが今後でできるだけ起こらないよう十分な指導をしてまいりたい、こういうふうに考へておきます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 本件の訴訟につきましては先般の東京地裁で却下とすることになつたわけであります。これは通産省の理解しておりますまいりたい、こういうふうに考へておきます。

そこで、いま説明がありましたように、通産省としては今後大店法の趣旨を踏まえまして一層の調整に万全を期してまいりたい、こういうふうに思つておりますし、解釈を変えるようになつたことは非常に残念でありますけれども、行政事件訴訟法並びにその後の最高裁の判例から見て、これはやむを得ないことである、こういうふうに思つておりますし、今後の対応については判決の内容を検討した上で、先ほど申し上げましたように、法律改正というのは非常に困難な面もあると思ひます。

○井上計君 最近の状況からいくと、台湾とのインバランスは二十八億をさらに超えて三十億ドルを超える、このようなことが言われておりまして、これは重大な問題だと、このように認識をしております。対米インバランスが約三百億ドル、対ECが、先ほど大臣約百億ドルというお話をあります。

○政府委員(若杉和夫君) 八一歴年でございま

りましたが、率から言いますと、台湾の二十八億

ドルというのは、まあ現状でもそうですが、いまこれがさらにインバランスが高まりつつありますけれども、これは大変な額である。このようないいことを非常に要いているものであります。そこで、先般台湾が日本からの輸入禁止品目を発表いたしておりますけれども、それについて局長、どのよ

うな見解でおられますか。

○政府委員(若杉和夫君) 先般台湾政府は日本の輸出といいますか、台湾側から見れば輸入でございますが、約千五百品目強について輸入の許可制度がありますけれども、対韓国との貿易収支、対中国との貿易収支、対台湾との貿易収支につきましてお伺いしたいと思いますが、韓国との収支、中國との収支、台湾との収支、これらをひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(若杉和夫君) 対韓貿易の収支は日本のが今後でできるだけ起こらないよう十分な指導をしてまいりたい、こういうふうに考へておきます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 本件の訴訟につきましては先般の東京地裁で却下とすることになつたわけであります。これは通産省の理解しておりますまいりたい、こういうふうに考へておきます。

そこで、いま説明がありましたように、通産省としては今後大店法の趣旨を踏まえまして一層の調整に万全を期してまいりたい、こういうふうに思つておりますし、解釈を変えるようになつたことは非常に残念でありますけれども、行政事件訴訟法並びにその後の最高裁の判例から見て、これはやむを得ないことである、こういうふうに思つておりますし、今後の対応については判決の内容を検討した上で、先ほど申し上げましたように、法律改正というのは非常に困難な面もあると思ひます。

○井上計君 最近の状況からいくと、台湾とのインバランスは二十八億をさらに超えて三十億ドルを超える、このようなことが言われておりまして、これは重大な問題だと、このように認識をしております。対米インバランスが約三百億ドル、

それから、向こうでの実情いろいろ聞きます

と、仮に工作機械、特に印刷機械の問題であります。日本から買えば、たとえて言うと、一千萬円の機械が日本からはこういう状態であるで、政府の輸入許可がおりない。そこで、ドイツから買わざるを得ない。ドイツから買うと、同様のものが実は三割もあるいは中には五割ぐらいもの高いものを買わざるを得ない。そ

れらのやはり不満が日本との大きな貿易収支のimbalanceによってこういうことになる。したがって、もつと日本はほかのものをもう少し輸入を

ことにしておられます。ただ、台湾の場合、分類の数が非常に多うございますので思つたよりカバレージは少ないんでございまして、大体先ほど申しました五十数億ドルの輸出に対して三億ドル強ぐらいの影響が、千五百強の品目についてあらわれれる予想でござります。内容でござりますけれども、おおむね消費財中心でござりますが、バス、トラックあるいはタイヤ、チューブ等が含まれております。率直に言つて台湾への日本の輸出に対する影響というものは全体の一割に満たないわけでござりますけれども、関連業界にいたしましては大分厳しい情勢になつております。

○井上計君 実は台湾でこういうふうな話を聞いておるんですが、政府としては日本からの輸入等について余り禁止品目を設けたくない。しかし、民間のつき合いといいますか、民間の声が非常に強くなつてやはり放置できないといつてことで千五百の禁止品目を発表しておる。これについては全体的なものとしてはわが国にそれほど影響はないということとは、言いかえますとそれほど輸出が減らないということですが、しかし三億ドル強といふ。

そこで、このままでいきますと、向こう側から第二次の禁止品目を発表するおそれ、かなり強硬策を講じるおそれがあるといつて私は観測をしておるのでですが、そのようなことについてはどのようにお考えですか。

○政府委員(若杉和夫君) 先生御指摘のとおりの状況でございまして、率直に言つて、台湾政府の方はやや冷感な面もござりますけれども、民間業界あるいは新聞といいますか、世論といいますか、その突き上げが非常に厳しいといつて説明を受けております。おっしゃるとおりでございま

とは、台湾の民生安定はもとより、台湾自身の輸出ですね、輸出に組み込み部品というものが非常に多いわけでございます。輸出原材料、台湾が加工基礎にもなっておりますので、それで日本から輸入せざるを得ないと言うと失礼ですが、輸入せざるを得ない面もございます。したがいまして、いまおつしやいました第二次の制限といふものについては、われわれ現在聞いておりません。で、第一次につきまして、交流協会の代表を通じて抗議を申し込んでおりますが、第二次の話は聞いておりませんが、貿易が大幅に制限されるようなどにはなるまいと予測をいたしております。

○井上計君 私も、いま局長のお答えのような、

そういう感触を得ておりますけれども、民間の人たちも、またあちらの政府側の方も、何も一挙に

インバランスを解消なんということはもちろんこ

れは不可能でありますので、考えていないよう

ですが、ただ、これ以上収支のバランスが崩れな

いようにしてほしい、少しでも考えてほしい、こ

のよな努力をしてほしいという要望が非常に強

いわけですが、それに対しては、現在国交が残念

ながらありませんから、いろいろとむずかしい面

はありますけれども、やはりわが國としては、當

然そのような要望にこたえ、また国内の、特に台

湾への消耗品等についての輸出業者というのは、

ほとんどが中小企業でありますから、それらの人

たちの期待にもこたえるような施策をぜひひとつ

考えていくべきであろうと、このように考えるわ

けであります。

なお、それに伴って、数年前までは、若干の

貿易収支のインバランスについては、日本から台

湾へ行く観光客が非常に多いので、それによつ

て、いざさかカバーされておつたではないか、こう

いうふうな説もあつたのですね。ところが、御

承知のように、一昨年の四月から、台湾が出国に

ついてかなり自由化をしたものですから、去年あ

るの観光客の消費する金額よりも、台湾から日本へ

来る観光客の消費金額の方がはるかに多いでは

けれども、それについて大蔵省がいわばグリーンカード制実施反対についての論議、これに対抗するようなパンフレットをお出しになるということについては、いわば大蔵省として私見としてお出しになるわけですね。私は国会の固有の権限であるこの立法行為、それについての考え方をわれわれが論議することはもちろん当然であり、自由であることについてはいささか越権ではなかろうか、かくいうふうに考えるのですが、どうですか。どうお考えでしょうか。

○説明員(達島義光君) 大変厳しい御追及でござりますが、私どもいたしましてはこれはあくまで法律ですでに決まっていること、これについての正しい理解を得るための P.R. というふうに考えておられるわけでございます。日本は非常に言論の自由がありまして、その自由な言論を行使する過程でよりよい知恵が出てくる非常に私はすばらしい国だと存じますが、グリーンカード制度についても最近いろいろ御議論がありますが、その中で必ずしもこのグリーンカード制度についての正しい理解に基づく御意見と思われないものも中にはございます。これは何が正しいかということにつきましては価値判断が絡むかもしれませんがあ、グリーンカード制度を導入いたしました際、あれは議員立法ではなくて政府の提案の法律案でございました。その法案を提出いたしました大蔵省といたしまして実はこういう考え方であつたんだということについてまだ実は御理解いただいているけれども、大蔵省がいまこののようなパンフレットを出されて P.R. をしておられるような、そのようなべくいろいろなパンフレット等をお配りしているということだと思います。

○井上計君 これは死んだ子の年を数えることになりますが、あの当時私どもの不勉強であつたことに於いては大変反省をいたしておるわけですが、それとも、大蔵省がいまこののようなパンフレットを出されて P.R. をしておられるような、そのような P.R. は全くなかつたわけですね。何か知らぬ間に

にさつと通つた。当時は不公平税制是正というふうな大義名分、にしきの御旗がありまして、これについては深く掘り下げて論議をする、あるいは反対をするというふうなことがムード的に実はできなかつたという状況ではありますけれども、しかし、あの当時大蔵省としてはもう全くと言つていいほどこれについての詳細な説明はなされなかつたわけですよ。その意味では私はいまいろいろな論議が高まつてまいりまして説明をされることは大変結構だと思ひますけれども、しかし、誤った考え方、これもないとは言ひませんが、何か余りこういうものをお出しになることについてはこれからさらにお出しになるということであるといしさか越権行為、行き過ぎではなかろうか、こういう感じも持ちますので、これは出してはいけませんとかあるいは出すべきでないということをきめつけるわけではありませんけれども、十分ひとつそれらの点についてもお考えをいたいたらどうであろうか、これはひとつ要望しておきます。

さてそこで、先ほどの御答弁にも出ておりますけれども、やはり去年あたりから特に激増しておる金塊金の輸入量あるいは禁止を先般されましたけれども、ゼロクーポン債の異常な購入、そのほかまだ表面に出ておりませんが、ダイヤモンド等の宝石がかなり動いておる、こう聞いておりますし、また書道骨とう等が最近またブームを呼びつある、こう聞いておりますけれども、大蔵省はどうのような認識をしておられますか。

○説明員(瀧島義光君) いま井上先生からいろいろな項目を挙げられまして、それについてのシフトの状況を大蔵省としてどう判断しているかお尋ねがございました。

項目数が多いので簡単にお答え申し上げます。

まず、金でございますが、確かに五十六年中の輸入額は前年に比べまして量で五、六倍に増加しましたかと思います。ただ、その比較のもとになります五十五年の輸入量がふだんの年として、つまり比較の基準年として適当であつたかどうかという問題もあるらうかと思います。つまり五十五年は金

の価格が御承知のように非常に高くなりまして、輸入が減っております。したがつて、五、六倍ということがつまりすべて異常な動きということはならないのではないかという感じが私はいたします。いすれにしましても、原因は何であれ、ふえたことは事実でございます。これを金額で見ますと、五十六年中の輸入総額が五千七十五億円でございます。ただ、金は個人の価値退避用に使われるほかに産業用にも使われます。したがいまして、個人の価値退避用にどれだけこれが輸入されただのか推計する必要があるわけでございますが、その推計の手立てがございませんので、仮に半分を退避用と考えますと約二千五百億円ということになります。同じ期間、つまり五十六年中の金融資産の増加額が三十五兆円でございましたので、その三十五兆円と二千五百億円とを比べますと、これは〇・七%程度ということで、若干増加しているかなという感じはいたしますが、いまのこところが非常に大きなとうとうたる流れになっているということは言えないのではないかといふうに見ております。

それからゼロクーポン債でございますが、昨年中の購入額、これは五十六年の四月に初めて発行されまして、それ以降の分でございますが、これはことしの一月分まで含めて三億ドル程度でございましたが、二月に入りまして七億八千万ドルと急増いたしました。これに対応いたしまして、証券局の方で主として顧客の保護と、いう観点からこの購入を一時ストップしております。七億八千万ドルというペースは、従来のペースから比べるとかなり高いわけであります。この購入の原因、いろいろ言われておりますが、その原因の中には、ゆるグリーンカード対策という要素が全くなかつたかというと、私はあつたと思います。ただ、これまでその要素がどの程度かということはわかりませんが、いすれにしましても証券局が行政指導でこれを一時ストップしております。購入の原因の一つとしてグリーンカード対策、つまりゼロクトボン債を満期まで持つておりましてもその債

は途中で売却いたしました場合の債券の譲渡益に
税金がかからないとか、こういったことが宣伝さ
れ、それが購入動機の一つになつてゐるところな
らば、それはやはり税制上の手当でをしなければ
いけないのかどうか、こういった点についても今
後検討をしなければいけないと私どもは考えてお
ります。そういった検討を踏まえ、しかも証券局
が業界の意見をよく聞いて、近い将来このゼロ
クーポン債の販売を再び始めるということになろ
うかと思いますが、そのときにも、その販売の動
向等をよく注意して見ていくことによりま
して、それが爆発的に大いに売れて国民経済的に
ますい影響が出ないようにするという配慮が必要
だらうと考えております。

の影響ではないという前提に立つていろいろなことをお考へで御答弁ですから、そういう御答弁無理もないと思います。ところが、現実にわれわれが耳にしたり、またいろいろな人たちからの情報を聞きまると、先ほど金の輸入金額が五十六年度申五千七十五億円である、したがつてそれの半分が仮にそういうふうなグリーンカード対策としても二千五百億程度だから大したことないと、こう言われましたが、われわれが聞いておる点から推定をすると、半分どころか、大半が大体グリーンカード対策ですよ。グリーンカードになるからいまのうちにというので匿名、架名預金をおろして金を買っている人を現実にたくさん知つてゐるわけですね。それからゼロクーポンにしても、いまま、それがすべてだとは思ひぬというお話でした

のことについては耳を余いで、なるべく影響に違うのだというふうにどこかやなからうか、こういうよ。これは時間がありま違もありますから、お答あらうと思いますが、そくともこれらの状況は大体いいところがたくさんあると関に言わせますと、大臣幽ん、言うとにらまれるのをやうことを現実にわれわれいる人もいるわけですから、いう実態については詳のことを見つ申し上げ

ります。つまり、特に
ござりますが、「昭和五
所得について、昭和五
判明した場合において
されない。(なお、自
場合には過少申告加算
れない。)」、これは法
ます。国税通則法に従
美はこのようなことを
中には多いということ
お気持ちをお持ちに
たく」ということが非常
この決定の中に入れ

それから株でございますが、これはまあいろいろなことが言われておりますが、預金と対比いたしました場合に株の特徴が非常によく出てくると思いますが、たとえば、私そんな金持ちじゃありませんが、仮に十億円持つて金融機関の窓口に行きます。で、預金をするとした場合、窓口の人は全く困ることなく十億円という預金証書をつくって私に渡せばいいわけでございますが、株の場合には、私が十億円の株を買いたいと言いました場合、証券会社は十億円の株を印刷して売るといふことはできません。つまり、だれかほかに株を売ろうという人を見つけてきて、それで私、買いたいという…

が、私たちの感覚から離ると、ますはとにかくや
はりグリーンカード対策であろうと、こう考える
んですね。で、合わせますとかなりの金額になっ
ている。しかし、いま課長がおっしゃったよう
に、全体の個人の金融資産の増加額三十兆円程度
から比べるとわずかであると、こう言われました
けれども、いまはわずかですけれども、実はこの
までいくとさらに膨大になる可能性があるわけ
ですね。そのため金融市場が大変なやはり影響
を受けていることは事実です。これからまた受け
るということで金融機関も戦々恐々としているわ
けですね。これらのものがさらに不況脱出の足
を引っ張つておるという大きな原因にもなつてお
るわけです。それから、金融機関が明年の一月か
らの例の限度枠の手続等の事務代行、それを予約
をとるために、もう大変な競争が始まつておるでし
ょ。これに費やしている経費あるいは労力とい
う。

そこで、名古屋方式で七
にも書いてありますし、
すなわちこのグリーンカーバー
の所得税法の改正案の審議會
五年三月二十一日に衆議院に
官が答弁されておりますと
ると、こういうことを答弁す
かし、名古屋方式というふうに
言うとこれはおかしいこと
か。私は時間がありませ
上げますけれども、いわば
度なんでしょう。出先の機会
ば主觀によつて、裁量にし
ぬかということですね。
義から考えて違反するところ
か。もしこの名古屋方式を
が国会で問題になります。

すね、このパンフレットで
それから五十五年三月、
税議だと思いますが、五十五
年大蔵委員会で国税庁長
ね。名古屋方式を採用す
升されておりますね。し
のは、租税法定主義から
いうことになりません
から、私の見解を申し
は超法規的な要するに制
税官が自分個人のいわ
よってこれをとるとかとら
これはやはり租税法定主
いうことになりません
をとった場合、後でこれ
は裁判で云々といった

られたものと私は理解をしております。
○井上計君 とすると、それは法律違反ではない
ということをはつきり言明されるわけですね。
○説明員（滝島義光君） はい、法律違反ではない
と私は理解をしております。
○井上計君 ではきょうのところ、それじゃその
御答弁をひとつお聞きをしておきましょ。
そこで、時間がなくなりましたからもう特にお
答えを云々ということではありませんが、最近も
ある新聞を見ましてこういうことが書いてあります
した。
洋の古今東西を通じて歴史に残った悪法という
のが幾つかあるわけですね。近世において一番悪
法の最たるものだと言われているのはアメリカの
禁酒法があるわけですよ。アメリカの禁酒法の制定
のいきさつ等いろいろと新聞その他の資料で見
てみますと、まず根底には、酒は諸悪の根源だと

門の株式の売買動向を見ますと、売り越しの状況が続いております。それからダイヤモンドでございますが、これも過去数年の動きを見ますと、輸入金額は特に増加しております。大体以上でよろしゅうございましょうか。

うのはこれは大変なものです。だから、零細な金融機関は本来の金融機関としての使命よりもむしろ自分たちが生き延びていくためにどうするかということでいまはもう大変なことですよ。だから、そのようにいろんなやはり悪影響とあえて言いますけれども、グリーンカード制を実施するた

場合に、大蔵省としては
されますか。私、今後ござ
ですよ。その点どうお考
○説明員(着島義光君)
トに名古屋方式のことが書
は昨年の十月に自由民主党

お手元のこのパンフレット
書いてございますが、実
児の決定がございまし
えでしょうか。

いうことがあって、どうしてもこれをひとつ禁止をすべきだというたてまえ論があるわけですが、たまたま第一次世界大戦のときに、原料となつておる穀類のひとつ節約をしよう、それから作業能率の向上、それから第一次世界大戦であります戦意の高揚ということが具体的な理由として禁酒法

ね。このグリーンカード制、もちろんそれは似て非なるものでありますけれども、まず不公平税制を是正すべきだというたまえ論が非常に強く突つ走つてきた。それから、財政再建のためには税の増収を図らなくちゃいかぬというふうなことが、大体禁酒法制定のたてまえ論と、そのときのやつぱり条件と非常に似ておるんではなかろうかと、こういう気がするわけです。

そこでアメリカでは、禁酒法が制定されて、一

年間にどういう状況にあつたかということですけれども、まず五十万人の逮捕者が出したということですね。それから密醸造が方々に生まれてきた。また密輸のための海賊船が生まれて、海外からの密輸人が非常に多くなつて、そのためには警戒、警備等の人員が膨大に増員をしたということ。それから警官や司法官の汚職が激発をしたということ。それからさうして、もうぐりの酒場だとかあるいはそのような密醸造のためにギャングが非常に組織化されて横行した。有名な話ですが、そのような状態がいまなお実は後を引いておつて、アメリカの治安が最も悪いと言われる理由の全部とは言いませんけれどもかなりの原因は実は禁酒法当時に起きた社会情勢の続きがあると、こう言われておるんですね。

○森田貢郎君 大変静かな委員会になりましたけれども、私は、貿易摩擦の問題につきまして通産大臣並びに経企庁長官に何点か御質問をさせていただきたいと思いますが、経企庁長官には一問だけ質問をさせていただきたいと思いますので、最初に長官にお尋ねを申し上げたいと、かように思います。まずその第一点は、八三年度のレーラン大統領の教書等も、先ほど来いろいろお話をございましたが、どうも私たちが仄聞するところにござりますと、高金利というのがいささか定着をしましたというようなことを新聞・雑誌その他の報道で承知いたしておるわけでございますが、したがい

これは、ただ単に一税制の問題ではなくして、現在置かれておる日本経済全般の問題、あるいは貿易摩擦の問題、あるいは中小企業の金融難をさらに激化していく、樹産あるいは雇用不安の問題、いろいろな問題に実はつながっていくと、こう考えますので、ぜひ白紙に戻って検討し直していただくように、これは直接担当の税制一課長にひとつ要望しておきます。お答えは要りません。

りましたか、取引高税が決まり、実施に至らなくして実はこれをまた取りやめたという経緯もあるわけですし、大蔵省は、一度決めたからどうしてもしゃにむに、どうしてもこの制度は実施するのだからというふうなお考えが仮にあるとすると、私はやはりこういうふうな大きな問題になり、またここまで事実上、まあ大蔵省当局はグリーンカード制の実施のための影響ではないと言われますけれども、事実はグリーンカード制を実施するためにいろいろな悪影響がもう起きておるわけですから、いま一度白紙に戻って検討をされるべきではなかろうか、いまからでも遅くはないのではないかとおもえるのですが、これはもう課長にどうのこうのしなさいとか、また課長がどうするとかと言わわれるような問題でありますせんけれども、ぜひひとつ

こういうことを言っておったのであります。特に昨年末ではインフレも大分鎮静化する気配ができたので、五十七年度中には長期プライムが一けたになるであろう、こういうことをリーガン財務長官あたりは言つておつたのでございますが、幸いにアメリカのインフレは目に見えて鎮静化してまいりました。一月の水準はもう八%台におさまっておりますし、アメリカ政府の発表によりますと、ことじゅうの平均の水準は七・三%ぐらゐになるであります。こう言つておりますから、後半は六%そこそこのではなからうかと、こう思つております。最近のいろんな動きから見まして、それも私はあるいは可能であろうと、こう思うのです。しかりといたしますならば、つい先

たわけでございますが、経企庁長官がおっしゃいました幾つかの問題というのはどういう問題であるか、この二点をお伺いしたいと、かように思ひます。

ましてアメリカ経済の再活性化と申しますよう
か、そういった点が非常に困難になりつつあるよ
うな、そういうような話を聞々伺つておるわけで
ござりますが、アメリカのこの高金利というもの
の趨勢がどうなるであろうかというような点、こ
れがまず第一点でございます。

それから第二点は、先ほど来たしか村田委員の
御質問に対する御答弁ではなかつたかと思います
が、経済摩擦の問題の基本といいますか根底をな
すものは、第二次のオイルショック、そのオイル
ショックそのものが原因、遠因であるというよう
な意味の御発言があつたかと思いますが、その中
で特に市場の開放体制、市場開放体制の確立だけ
では今回のこの貿易摩擦の問題はなかなか解決が
むずかしかろう、幾つかの問題が同時並行的にと

なくなるのではないかということであり急ぎをいたしましてそれを一時貯金に置いておくという、こういう傾向が非常に強くなつてまいりまして、そのためになかなか物価は下がつても金利が下がらない、こういうことになつておると思うのであります。でありますから、この問題を解決するためには赤字をもう少し減らすか、赤字を減らさといふことがむずかしいということであればアメリカ政府の期待・計画どおり貯蓄がもう少し伸びるような政策をやるか、どちらかやれば私はこの金利は下がるであろうと、このように思つております。しかし、いまのところまだそこらあたりに對してはアメリカ政府も確たる見通しは立つておらぬようでござります。

政府の計画どおりふえてまいりません。去年は史上最低の水準である四%そこそこになつておりましたが、最近は五%になり、約六%台にいまなつておるようであります。したがつて、現状ではクラウディングアウトというようなことが起る危険性がござりますので、そこで企業が借り急ぎをして、不況でありますからいいますぐに膨大な資金需要があるというわけではありませんが、赤字財政がたまつてまいりますとだんだん金が借りられ

これまでアメリカ政府当局が言っておりましたから、だんだん下がらなければならぬはずなのですけれども、一向に下がる気配がない。それはやはり最近は、財政赤字が早くなくなると思つておつたけれども、財政の赤字がなかなかならない。特にこの一九八二年も相当大幅な赤字でありますが、一九八三年、新年度は九百十五億ドルの赤字になるであろう、こういうことを言つております。九百億ドルとか一千億ドルとかいう財政の赤字がありましても、アメリカ政府が期待しておりますように、大減税による貯蓄の増加ということが計画どおり実現をいたしますならば、私はクラウディングアウトのようなことは起こりませんから、これは財政の赤字があつても心配はないと、こう

しかし、いざれにいたしましてもアメリカの享樂が世界全体の経済に非常に大きな圧力になつております。ヨーロッパも大変困つておる、日本ももちろん大変困つておるわけでござります。日本の現状、物価水準がいまの三%台という水準から考えますと、もつともと低い水準に金利は下げてもいいわけであります。それはなかなかできない。こういうことであります。世界じゅうが対応に困つておるということでありますから、世界経済の活力を回復するということのためにはアメリカが現在の高金利を改めてもらうといふことが私はやっぱりすべての前提条件ではないか、このように考えております。アメリカはもつと工夫と努力をすべきである、相手に対しているいろんなことを言う前に自分のところもやはりやるべきことはやってもらわなければ困る、私どもはそのように痛感をいたしております。

それからさて、もう一つのお話は貿易摩擦を本格的に解消するためにはどうすればよいかということであります。私は何と申しましてもまず日本としては市場の開放体制を急いでつくることが先決でないかと思います。日本は他の国よりもより多く貿易に依存しておる国でありますから、その日本の置かれている立場というものを私は真剣に考えなければならぬ、こう思つております。でありますから、もうできるだけ言いわけなどはやめて、そして日本としては貿易立國なるに、だ、貿易が拡大均衡の方向に行かないことには日本は発展はないのだ、私はこういう認識に立つて市場の開放体制を急いでつくるということが先決だ、こう思つております。

ただしかし、市場の開放体制をアメリカあたぢが言つておるようによると、全部つくりましても、現在のような円安であつて、アメリカの商品が非常に高くなつておる、あるいは日本の国内の購買力が非常に悪くて、普通ならば何でもないことが神經衰弱に議論される、こういう状態ではなかなか問題の本格的な解決にはならない。以上申し上げました

のようなことを並行して解決をしていくて、初めて本格的な貿易摩擦は解消するのではないかと、こう思つておるんです。

ただししかし、幾つかのことをやらないと貿易摩擦の本格的な解決はないということと、日本が急いで市場開放体制をとらなければならぬといふことはおのずから別問題だと思います。と申しますのは、いま世界的に保護貿易的傾向が非常に強くなつておりますので、これをやはり避けるといふことのためには、日本の市場開放体制を急いでくるということが一番の決め手でなからうか、このように思つておりますので、私は日本としてはそういう方向で考えていかなければならぬのではないかと、こう思つております。外務大臣も近くお帰りになると、それから江崎ミッシヨンも近く帰つてしまひますので、この報告を聞きまして政府部内でのどのような対応をしたらいいのか、改めて相談をしたいと思っておりますが、現在までのところはお二人のお帰りを待つておるというのが現状でござります。

○森田錦郎君　長官に対する質疑はこれで結構でござりますので、どうぞ御退席なさつて……。

次に安倍通産大臣に何点かお伺いしたいわけでございますが、すでに同僚委員の方々からいろいろ貿易摩擦の問題につきましては御質問がございましたので若干重複する部分があるかと思いますが、なるべくそれを避けて質問させていただきたいたいと思いますが、まず第一にお伺い申し上げたいことは、貿易収支の黒字解消策には、これまで単純に考えまして、二つの方法しかないとかように考えるわけでございます。その一つは、これは先ほど來何回か問題になつております輸入の拡大と同時に、また輸出の規制、この二つではないかと思ひますが、この場合輸出の規制というのはどうなところから、どちらかといえばるべき策でございますが、こういった議論は、たとえば輸出

の問題について見ますれば、輸出業界の利益の立場からいろいろな議論もございましょうし、輸入に關して見るならば、關係する業界、団体というようなところからの抵抗も非常に強い、かように思いますが、大臣といたしましては、市場開放という立場から輸入拡大に努めるか、それを第一義的な問題として取り上げ考えるか、あるいはまた、輸出規制という問題、そちらの方に重点を置かれるとか、その辺の、大臣のお考えをちょっとお聞かせいただければ、かように思います。

○國務大臣(安倍晋太郎君) やっぱり自由貿易体制の中ではインバランスが各国間に生まれるのは、これはやむを得ないことで、あらうと思います。日本と中東なんか見ましても日本が輸入の過大超過ということになつておるわけであります。

貿易収支を償うためには競争力の強い商品を諸外国に出してこれを償うということで、どうしても諸外国に対する日本の輸出を伸ばしていくなければならない。これは、自由貿易では当然基本的に起ころる現象でありますし、ですからインバランスを解決することが貿易摩擦を解決することにはならない、こういうふうに思つておりますし、これは当然至極のことであろうと想うわけであります。しかし、対米、対EC関係でも去年非常に急速なインバランスが拡大をしたということいろいろな問題が起つておることも、これは事実でございます。したがつて、そういう状況に対してもやはりわれわれとしては輸出についてもある程度秩序のあるものにしていかなければならぬ。いわゆる集中豪雨的な輸出は避けるという必要があると思います。わが国としても自動車であるとか、あるいは鉄鋼であるとか、あるいはまた工作機械であるとか、こうした工業製品についても日本自体が自粛をして、集中豪雨を避けておるということは御案内のとおりであります。これは自由貿易の原則から言うと問題があるわけでありますけれども、しかし、トラブルを避けるという意味では自調をしておることでございますし、これはまた統けていかざるを得ないと想うわけでござい

ますが、半面においてはわが国への輸入の拡大を促進をしていく、これは相手国の輸出努力というのが非常に大事だと思うわけでござりますし、その努力は、私は公平に見て足らないのじゃないか、こういうふうな感じを持っておりますが、これをしかしまあ進めていくということは必要であろうと、そのためには内需を拡大するということが基本方面でございますが、しかし、わが国としても製品輸入、あるいは輸入を拡大するためにわが国が必要でない物まで買うわけにいきませんから、私は、たとえばアメリカとの関係において輸入を拡大するということになれば、たとえばアメリカのアラスカ石油であるとか、あるいは無尽蔵にある石炭であるとか、そういうものをやはり輸入する道を開く、アメリカもアラスカ石油等については法律で規制等をしておりますけれども、しかし、アメリカ側がもし輸出を拡大しようということになれば、アラスカ石油なんかについても日本に輸出をするという道を開いてくれれば、相當私はインバランスの縮小には効果があるんじゃないかと思つております。基本的にはやはり自由貿易、そしてその自由貿易体制の中で拡大均衡を図つていいというのが基本でなければならぬと思うわけであります。輸出課徴金とかいろいろと声も出ておりますが、そういうことをやるということは、やっぱり輸出が悪いんだというふうな、そういう輸出罪悪論の考え方でござりますから、これはるべき道では私はない。それはかえつて世界の経済を拡大均衡というよりは、縮小均衡の方へ進めしていくことになるわけでございますから、非常に悪い方向に世界経済は進んでいく、こういうふうに思つております。

いはこれは通産省の内部にもありますね。輸出至上主義の、ある意味では若干過去の時代といふことがあります。したがって、そういう意味からこの輸出にも、先ほど御答弁の中にもございましたけれども、若干規制と申しましようか、手を入れることも必要じゃなかろうかというように私自身感得したわけでございますが、そういう意味からこそ若干関係法規の改善であるとか、あるいは考えてお伺いしたいことは輸出課徴金のようなものを考え方もある御意思があるかどうか、その辺ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 輸出につきましては自由貿易体制をやはり守っていく、そうしていったずらに貿易摩擦が感情的にならないということのために、集中豪雨的な過去、日本でそういうことがあったわけであります、そうした集中豪雨的な輸出はこれはやはり避けなければならないのじやないか。そこで、先ほどお話を申し上げましたような自動車を中心として自粛をいたしておりますわけでございます。もし自動車なんかにつきましても、日本が対アメリカあるいはその他の国々に対するも、日本はあえて自主規制をとっておるわけでございますから、こういう方面でわれわれとしては、うんと伸びていくことは明らかでございますが、日本はあえて自主規制をとっておるわけでございまして、もしかしたら、相手国の消費者の要求に合うわけでありますし、うんと伸びていくことは明らかでございますから、こういう方面でわれわれとしては、秩序のある輸出体制というものをつくっていくべきやならない。しかし、これをそういうことでなくして、むしろ法律によって輸出を規制する、そのための輸出課徴金を課するということは輸出そのものをやはり抑えていく、輸出そのものが悪いん

だ、こういう基本的な思想というものにつながっていくわけでございますので、私たちはそういう方向はとるべきじゃないのじゃないか。ですから法律的手段、特に課徴金制度等によつて輸出を抑制する、抑制するということは私はやはりるべきではない、こういうふうに思つております。そういう制度がとられるとそれがずっと波及しますして、そうして保護貿易のうねりというものが世界を覆つてくることになると一番被害を受けるのはこれは日本であります。私はやはりこういう道は選ぶべきじゃない、こういうふうに基本的に考えております。

○森田重郎君 御趣旨はよくわかりました。

ただ、ちょっと私氣になりますことは、日本経済の对外ポジションというものが、先ほども申し上げましたように、昭和二十年代、三十年代と大きく変わってきておるというような気がいたしておりますわけでござります。そういう場合に、この貿易問題を一つとつてみまして、やはり貿易の基本をなすものが輸出促進的な制度であるような感じが現在してなりません。そういう折に、今後国際競争力を失いつつあるような産業をどうするか、そういう意味での産業調整、その辺の導入あたりまで多少考えていかないと、果たしてこれから貿易摩擦が抜本的、基本的に解決し得るかどうかというようなことに若干危惧の念を抱くものの一人でござりますので、その辺につきまして、多少国際分業であるとか、あるいは経済また技術協力を通じて各國と多角的な深いきずなを持つていく、その辺に少し姿勢を転換していくことを必要じやないかというような感じがしてならぬわけでございますが、いかがなものでございましょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 確かにならぬといふ状況からいきますと、輸出をさらに大きく伸ばしていく、競争力が強いからこれをどんどん伸ばします。したがつて、ある程度の自主規制措置はとりながら、同時に国内的にはそういうしたことにしておきたい

るところのいろいろな影響を調整していくための協力体制といふものは進めることができると思つてあります。ただ輸出入という関係だけじゃなく、たとえば産業協力、技術協力、日本の非常に優秀な技術あるいはまだ経営力あるはまた投資力、そういうものを活用して、諸外国との間で産業協力を進める。それがまた諸外国の雇用の促進につながっていく、あるいはまた諸外国の産業の活性化にもつながっていくということでござりますから、そういう道は今後大いに開かれていくものであろうと想うし、そういう道をわれわれとしても積極的に進めていけばいいのではないか。私は、こういうことがただ単にインバランスを改善するとか、あるいはまた日本の市場開放体制を進めただけでなくして、国際社会の中における日本の責任を果たすという意味においても、この産業協力とか技術協力といふものは、非常に大きなエートをもつてこれから考えていかなければならぬ。これもまた諸外国との貿易摩擦を解消する一つの大きな柱になる問題である、こういうふうに理解をしておるわけです。

一つは、日米なりあるいは日・E.Cの政府間協議の場で、いろんな非関税障壁の撤廃の問題で要求が出ています。全部が全部直ちにこたえられるものではありませんけれども、議論をするたびに少しずつ前進をさしておられます。

それから第二は、先生御承知かと思いますが、いわゆるオンブズマンといいますか、苦情処理体制をかちっとしまして、迅速に答弁するという制度になつております。現に二月以降かなりの数のものが来ておりまして、それも完全に解決するものもあれば、制度上やむを得ないでお引き取り願うものもありますけれども、これも非関税障壁のものもあれば、あるいは手続の丁寧親切という問題もありますけれども、前進を見ています。この二つは今後とも続いていくことでございまして、絶えず前進をしておる、こういう状況でございます。

○森田重郎君 だしが十九日の衆議院の、あれは外務委員会でございましたか、私、記録をはつきり読んでおりませんので定かではないのですが、外務大臣の御答弁の中で、訪米に臨む姿勢といいましょうか、そういう考え方、形の中で、たしか、農産物の制限品目の撤廃ということは、これはむずかしい、不可能だけれども、枠の拡大については多少考える余地があるというような意味の御発言があつたのはなかなかうかと思いますが、これはワシントンでの四月に農産物についての協議がなされるわけでございましょうか、その辺で残存二十二品目ですか、この市場開放要求といふもののも恐らくは出てくるかと思うのですが、ただいまの外務大臣の御答弁とその辺の問題をあわせまして、通産大臣の御所見が伺えれば大変結構でございます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 政府としては、経済対策懇談会議におきまして、昨年の暮れに五項目の対外経済対策を決定いたしました。その中で、いわゆる残存輸入制限品目につきましては、この緩和は諸外国の関心品目に留意しつつ、適宜レビ

ヨーを行うということを決めておるわけでござい
まして、諸外国の要請にこたえながらわが国とし
ても検討を進めていく、こういうふうに決まつて
今日に至つておりますが、その間、御案内のように
に、アメリカから残存制限品目についてのいわゆ
る自由化が求められまして、先般の貿易小委員会
におきましても議論が行われたわけでございます
が、その議論の結果として、農産物については八
四年の三月三十一日までは事前協定ができるでござ
るわけでござりますが、アメリカ側の要求もあつ
て、とにかく十月以降に農産物問題については
テーブルについて話をしようということが決まつ
たのと、それからそれまでの間に、いわゆる日米
間で作業グループをつくって、農産物の問題につ
いても作業を続けていく、こういう路線が一応
話し合いがついて今日に来ておるわけでございま
す。

したがつて、その路線に従つてこれから検討が
行われるわけでございますが、アメリカ側は非
常に強い要求を持つております。しかし、日本と
してもずいぶんこれまで撤廃に撤廃を重ねて、
ほとんどもう日本の国内情勢の中でこれ以上の自
由化はできないというぎりぎりの二十二品目には
でしばられてきておりますから、日本には日本の
困難な国内的な立場もあるわけでございますの
で、アメリカ側の強い要求があつてもそう簡単に
応ずるというようなわけにもいかない。これをど
ういうふうにこれから作業部会あるいは日米会談
で処理をしていくかということは大変な困難な課
題でございまして、これから的情勢を見ながら判
断をしていかなければならぬと思いますが、私は基
本的には、農林大臣もしそつちゅう言つております
ように、この農産物残存制限品目については日
本の国内情勢から見てきわめて困難であるし、ま
た農産物全体の日米貿易ということを考えると、
圧倒的に日本がアメリカから輸入している、こう
いう実情もあるわけでございまして、そういう点
をいろいろと考えながら判断をしていかなければ
ならないと、こういうふうに思つておるわけでござ

一〇二

森田重郎君

卷之三

卷之三

ユーを行なうということを決めておるわけでございまして、諸外国の要請にこたえながらわが国としても検討を進めていく、こういうふうに決まって今日に至っておりますが、その間、御案内のように森田重郎君 時間もありませんので、二簡単にお答えいただければ結構でございますが、ただいまの大臣の御答弁の中で、農産物につ

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律
（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

商産業大臣の許可を受けた場合を除き、石灰を掘採してはならない。

第三十五条の十二 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 その申請の区域における当該放棄鉱業権

が、その議論の結果として、農産物については八年四月三十一日までは事前協定ができるおる

「第三二二条第一項」を「第三二二条第一項」に改めたる。

その申請の区域における当該放棄鉱業権に係る鉱床と当該重複する鉱区に係る他の鉱床又は当該鉱区の周辺の採掘鉱区に係る鉱床とを一体的に開発することが鉱床の位

行われるわけでござりますが、アメリカ側は非常に強い要求を持つております。しかし、日本としてもすいぶんこれまで撤廃に撤廃を重ねて、ほとんどもう日本の国内情勢の中でこれ以上の自由化はできないというぎりぎりの一・二十二品目までしばられておりますから、日本には日本の困難な国内的な立場もあるわけでございますので、アメリカ側の強い要求があつてもそろ簡単に応ずるというようなわけにもいかない。これをどういうふうにこれから作業部会あるいは日米会談で、アメリカ側の強い要求があつてもそろ簡単に応するというようなわけにもいかない。これをどういふに結論を出していくか、目下苦しみながらその対応策を検討しておる、こういう段階であります。

午後五時十三分散会

三月一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

本の国内情勢から見てきわめて困難であるし、また農産物全体の日米貿易ということを考えると、
一、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正
する法律案

庄屋的には日本がアヘンから輸入している、どういう実情もあるわけでございまして、そういう点をいろいろと考えながら判断をしていかなければならぬと、こういうふうに思つておるわけでござ
法律案

「放棄鉱業権」という。の鉱区の区域に重複する鉱区がある場合におけるその重複する鉱区の採掘権者は、その重複する区域については、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、当該放棄鉱業権に係る鉱床において石炭を掘探ししてはならない。

採掘権者は、廃止事業者又は廃止会社が放棄した粗鉱権（以下この項及び次条第二項において「放棄粗鉱権」という。）の粗鉱区の区域（放棄粗鉱権が特定の鉱床を目的とするものである場合には、その鉱床）においては、通

第三十五条の十一を第三十五条の十三とし、第三十五条の十の次に次の見出し及び二条を加える。
（放棄鉱業権に係る鉱床等における掘採の制限）

第三十五条中第三十五条の十一第一項】を「第三十五条の十三第一項】に改める。

第三十五条の十一 廃止事業者又は廃止会社が放棄した鉱業権（以下この項及び次条において「放棄鉱業権」という。）の鉱区の区域に重複する鉱区がある場合におけるその重複する鉱区の探査権者は、その重複する区域については、通商産業大臣の許可を受けた場合を除き、当該放棄鉱業権に係る鉱床において石炭を掘採してはならない。

采掘権者は、著上事務省又は若上采上部改

第三十六条の二十七第二項中「鉱区の周辺の採掘鉱区」の下に「又は当該鉱区に重複する採掘鉱区」を、「当該周辺の採掘鉱区」の下に「又は重複する採掘鉱区」を加え、「その他の通商産業省令で定める」を「その他通商産業省令で定める事業の運営に關する」に改める。

第五十三条第二号中「第三十五条の十一第一項」を「第三十五条の十三第一項」に改める。

八条とする。

第八十四条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中、第三項又は第四項を削り、同

条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十五条の十一の規定による通商産業大臣の許可を受けないで石炭を掘採した者第八十五条を削る。

第八十六条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十七条中「三万円」を「五万円」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十八条中「第八十四条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を八十七条とする。

附則第二条中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

〔石炭鉱業経理規制臨時措置法（一部改正）〕

〔昭和六十二年法律第百四十五号〕の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

〔産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）〕の一部を

〔昭和六十二年法律第百六十六号〕の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

〔産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）〕の一部を

〔昭和六十二年法律第百六十六号〕の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

〔石油並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法（一部改正）〕

〔昭和六十二年三月三十一日〕に改める。

〔石油並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）〕の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

〔昭和六十二年三月三十一日〕に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中石炭鉱業合理化

臨時措置法附則第二条の改正規定及び第二条から第四までの規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に新エネルギー総合開発機構がした電力用炭の購入又は販売の契約についでは、第一条の規定による改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第十七号、第三十六条の二十八、第六十七条の三及び第六十

七条の四の規定は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔石炭鉱業経理規制臨時措置法（一部改正）〕

〔昭和三十六年法律第百五十九号〕の一部を次のように改正する。

〔機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十九号）〕の一部を次のように改正する。

し、若しくは当該プログラム使用権の提供（プログラム使用権を契約に基づき取得させることをい

う。以下同じ。）をする者」に改め、同条第三項中

「使用させる契約」を「使用させ、又はプログラムによる情報処理のために使用させる期間（以

下「使用期間」という。）に、「こえる」を「超える」

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十九号）〕の一部を次のように改正する。

る」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中石炭鉱業合理化

臨時措置法附則第二条の改正規定及び第二条から第四までの規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に成立している改正前の機械類信用保険法（以下「旧法」という。）第三条第二項又は第三条の二第二項の保険関係及びこの法律の施行の際に旧法第三条第一項又は第三

条の二第一項の規定により締結されている昭和五十七年度に係る保険契約については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に成立している改正前の機械類信用保険法（以下「旧法」という。）第三条第二項又は第三条の二第二項の保険関係及びこの法律の施行の際に旧法第三条第一項又は第三

条の二第一項の規定により締結されている昭和五十七年度に係る保険契約については、なお従前の例による。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月一日）

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月九日）

一、機械類信用保険法（昭和三十六年法律第九十母）第二条第二項のプログラムをい

う。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、中小企業共済法の一部を改正する法律案

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

二、第二条第四項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三、災害その他の突發的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じておらず、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められ

第二条の三中「十二月」を「六月」に改め、同条第一号中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改める。

第二条の四中「十二月」を「六月」に改める。

第四条第二項中「三万円」を「五万円」に改める。

第七条第一項中「又は第三項」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「事業団は、「」を削り、「を解除しなければならない」を「は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

第十二条第三項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改め、「解除された」の下に「ものとみなされた」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、「解除された」の下に「ものとみなされた」を加える。

第十三条第一項中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第四章を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正前的小規模企業共済法(以下「旧法」という。)の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第二条の三各号若しくは第二条の四各号に掲げる事由が生じたもの又は旧法第七条第三項若しくは第四項の規定により解除されたものに係る共済金又は解約手当金の支給については、なお従前の例による。

3 旧法の定めるところにより締結された第一種共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第七条第三項各号に掲げる事由が生じたもの(前項に規定するもの及びこの法律の施行前に同条第二項の規定により解除されたものを除く。)については、この法律の施行の時に解除されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和五十七年四月八日印刷

昭和五十七年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D